

～ 人の心が織りなす幸せ社会

“ほっとまち” 桔梗が丘 ～

平成28年度定時総会



桔梗が丘地域フェア

と き 平成 28 年 5 月 21 日 (土)

午後 1 時 30 分

ところ 桔梗が丘市民センター 講 堂

桔梗が丘自治連合協議会

ごあいさつ

「平成28年度定時総会資料挨拶文」

私たちのまち「桔梗が丘“ほっとまち”」構想の実現に向けて

皆さま方には、地域ビジョン「桔梗が丘“ほっとまち”構想」の実現に向けてご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

全国的に少子高齢化が進み、地域の課題が山積するなか、国や地方公共団体では、地域の実情に応じて地域課題を解決し、地域づくりを効率・効果的に進めるため、包括的住民自治組織（地域づくり組織）を設立し、地方自治体（行政）との連携・協働により、自主自立の地域づくり（地域内分権）を進めようとしています。

名張市では、平成21年度に区長会と地域づくり委員会を一体化した新たな地域づくり組織を市内15地域に設立し、当地域は「桔梗が丘自治連合協議会」として平成21年11月にスタートしました。

これまで、住民の皆さまには「地域とのつながりを深めた活力と魅力あふれる良好な生活の実現」に向けて、地域ビジョン「桔梗が丘“ほっとまち”構想」のもと、各自治会（区）の活動をはじめ、桔梗が丘自治連合協議会の各委員会・各部会・プロジェクト事業、並びに市民センター事業等の活動にご参加、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、当協議会は、本年設立7年目を迎えます。桔梗が丘のまちを、より良くしていくためには、多くの課題を解決していかなければなりません。

世代を超えて皆さまの「て」と「こえ」で闊達に、それぞれの事業活動に「集い」「話し合い」「情報を共有」し、一つひとつの課題を解決し、「桔梗が丘“ほっとまち”」の実現に向けて進んでいかなければなりません。

今後とも、皆さま方のより一層のご支援、ご協力と事業活動へのご参画をお願い申し上げます。

平成28年度主要課題

1. 「小中学校の規模・配置適正化後期計画及び隣接型小中一貫校設置」の検討
2. 桔梗が丘市民センター化に伴う運営管理の有り方の検討
3. 桔梗が丘自治連合協議会各事業の課題整理と次世代に向けた事業の検討
4. お助けセンターの新規事業「外出支援サービス」「配食サービス」の推進

平成28年5月

桔梗が丘自治連合協議会
会長 辻森保蔵

定 時 総 会 次 第

1. 開会の辞
2. 会長あいさつ
3. ご来賓あいさつ
4. 議事
 - (1) 総会成立宣言
 - (2) 議事録署名人選任
 - (3) 議長あいさつ
 - (4) 議案第1号 平成27年度事業報告及び協議会会計決算の承認に関する件
 - (5) 議案第2号 平成27年度“ほっとまち”プロジェクト事業報告及び
特別会計決算の承認に関する件
(監事の監査報告後審議、承認の議決)
 - (6) 議案第3号 平成27年度公民館事業報告及び公民館会計決算の承認に関する件
(監事の監査報告後審議、承認の議決)
 - (7) 議案第4号 桔梗が丘自治連合協議会規約一部改定の承認及び
公民館管理運営規程一部改定の報告に関する件
～ 休 憩 ～ (新評議員着席)
 - (8) 総会成立宣言
 - (9) 議長・副議長選任とあいさつ
 - (10) 議案第5号 桔梗が丘自治連合協議会会長等及び理事・監事の承認に関する件
 - (11) 議案第6号 平成28年度事業計画(案)及び協議会会計予算(案)の承認に関する件
 - (12) 議案第7号 平成28年度“ほっとまち”プロジェクト事業計画(案)及び
特別会計予算(案)の承認に関する件
 - (13) 議案第8号 平成28年度市民センター事業計画(案)及び
市民センター会計予算(案)の承認に関する件
5. 議長議事終了のあいさつ
6. 閉会の辞

議案第1号 平成27年度事業報告及び協議会会計決算の承認に関する件

平成27年度自治連合協議会の主な事業の取り組みとその成果報告及び協議会会計の決算報告を別紙のとおり行います。

なお、平成28年4月12日に協議会会計決算及び事業の監査を監事より受け、適正に執行されたことの承認を得ています。

別紙1 平成27年度委員会・部会事業報告書

別紙2 平成27年度協議会会計決算書

別紙3 平成27年度末の積立金残高及び基金残高報告書

別紙4 平成27年度協議会会計決算監査及び業務監査報告書

平成27年度事業計画	実 績	評価及び反省
<p>1. 総務、理事会、自治連合会等の会議の円滑な運営を目指す</p>	<p>(1) 総会の開催 平成27年5月16日(土) 午後1時30分から開催され、下記事項が承認された。 ①平成26年度事業報告及び会計決算・監査報告 ②平成26年度公民館事業報告及び会計決算・監査報告 ③平成26年度“ほっとまち”プロジェクト事業報告及び特別会計決算 ④協議会理事交代の件 ⑤平成27年度事業計画案及び、協議会会計予算 ⑥平成27年度公民館事業計画案及び会計予算 ⑦平成27年度“ほっとまち”プロジェクト事業計画案及び特別会計予算</p> <p>(2) 理事会の定期的開催 (3) 自治連合会の定例的開催 (4) 公民館運営審議会の開催</p>	<p>◎桔梗が丘自治連合協議会として6年目をむかえた諸会議は、ほぼその目的を達成したものである。</p>
<p>2. 規約、規則、規定等の制定又は改正による協議会運営の充実化と円滑化を図る。</p>	<p>次のとおり、規約の改正案を作成した。</p> <p>(1) 公用車管理規定改定案 (2) 自治連合協議会規約の改定 (3) 公民館管理運営規程の改定 (4) 公民館運営審議会規則の改定</p>	<p>◎軽トラが益々利用されやすいように改定できた。 ◎公民館の市民センター化にともない、関係条文の重複している部分などを精査・整理改定した。</p>
<p>3. 協議会財務内容を点検し、財務方針の明確化を目指す。</p>	<p>本年度も協議会財政の長期的安定を図るため、積立金制度を実施した。</p>	

<p>4. 指定管理者として、協議会事業と公民館事業との協働を図り、相互の事業の充実化を目指す。</p> <p>5. 協議会事業の成果を高めるため総務委員会として2つの事業を実施する。</p> <p>①講演会の実施</p> <p>②研修会の実施</p> <p>予算額合計 <u>2,860,600円</u></p>	<p>(1) 車両買換積立金 226,932円</p> <p>公民館展を共催するなど積極的に協働、充実を図った。</p> <p>次の事業を実施した。</p> <p>(1) 講演会開催 平成27年11月7日(土) テーマ 「名張市が目指すまちづくりとは?公民館はどう変わっていくのか?」 講師 名張市地域部長 奥村和子氏</p> <p>(2) 研修会を開催しなかった。</p> <p>決算額合計 <u>2,127,712円</u></p>	<p>◎30名以上の参加を得て、成功であったと思う。 関心の高いテーマであり、市の姿勢や方向性を知ることができた。 今後も、身近な人を講師として、参加しやすい講演を心がけるべきだと思う。</p> <p>◎各部会やプロジェクトが各々研修を積極的に行ない、また新たに研修するテーマも見当たらなかった。 財政難の折、あえて無理に研修会を行わなくてもいいと判断し、今年度は見送った。今後は必要に応じて行っていくべきだと思っている。</p>
---	--	---

平成27年度事業計画	実 績	評価及び反省
<p>1. 地域ビジョン推進及び、支援</p> <p>(1) プロジェクト事業、及び事業間の情報収集と事業推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい茶房事業 (ほっとまち茶房ききょう) ・子どもたちと地域の絆づくり事業 ・みどり環境整備保全事業(桔梗が丘みどりの会) ・住居表示設置事業 ・お助けセンター事業 	<p>“ほっとまち構想”事業の推進</p> <p>茶房開設2年で飲み物提供によるふれあいの場として、認知され、さらなる試みとしての歌声喫茶が好評で定着した。</p> <p>公民館内の各種サークル、協議会事業等に、なごみの茶菓の提供を果たしている。</p> <p>全校区共通活動の通学路花いっぱい運動として、花作りから、所定場所への移植、維持管理も年間事業として定着してきた。子どもたちに、地域の自然・歴史・文化への関心愛着を深める試みとして、教育文化部会、快適環境部会等との提携事業を企画した。</p> <p>近隣公園の遊歩道整備、枯れ松等の伐倒、処理が進み、桔梗の森公園の清掃、草刈等自立費用捻出と自主整備のための業務は受諾。</p> <p>27年10月ききょう農楽園、快適環境部会との提携事業の、近隣ハイキングと収穫祭に、子ども連れが多く110名参加</p> <p>全区への住居表示設置事業は、全区の自治会・区の協働作業により、終了しました。</p> <p>27年4月お助けセンター設立 亀井市長、関係者等参列し、開所式を開催 家事支援事業が本格的な活動を開始した。</p> <p>配食サービス事業分科会にて、29年度開始に向け、調査、準備業務開始</p> <p>外出支援サービス事業28年度実施に向けて、視察情報収集、及び活動準備業務</p>	<p>ふれあいの場として、茶菓の提供準備等、期待されることが多く、活動メンバーへのボランティア参加が期待される。現在ボランティアメンバー手一杯の感。</p> <p>地域で進める花いっぱい運動以外、全校区的事業は地域への関心愛着を深める試み等も含め、学校の課外活動的なアプローチか、地域自治会等との連携が課題により検討要。</p> <p>整備成果として、遊歩道の周知が今一つされていない感がある。近隣ボランティアメンバーと景観、整備の共通認識が不足。</p> <p>みどりの会活動と成果のPRが必要。</p> <p>表示物の追加、補修等による地域の安全維持の継続が必要</p> <p>南公民館に事務所設置、家事支援用具用品置き場も設置。</p> <p>現在、事務所業務は、家事支援中心だが、28年度外出支援の活動開始、及び、南公民館厨房改装による、29年度配食事業開始に当たっては、事務所及び、事務業務等の場所、要員等</p>

<p>・ききょう農楽園事業</p> <p>(2) 各事業のPR、コミュニケーション、調整事業助成</p> <p>2. “桔梗が丘地域フェア”の開催</p> <p>3. 各部会事業への支援活動等</p> <p>予算額合計 150,000円</p>	<p>開始</p> <p>開墾足かけ3年目。中型耕運機購入。現在使用中の大型耕運機は、借用品で、28年度返却。</p> <p>物入れ小屋、耕運機保管用掛け屋根完成。器具、備品の購入、保管収納が出来る。作物物は根菜類の試験から、本格的植え付け、種撒き開始。</p> <p>みどりの会と収穫祭等提携事業も行った。</p> <p>各プロジェクト事業の提携、情報交換は、企画運営委員会のメンバーが各事業へ参画し、調整した。</p> <p>・日時：11月29日(日) 会場は、講堂</p> <p>・それぞれ、ブースを設けて、活動内容を披露し、人材、メンバー募集も兼ねた。</p> <p>・ポスター 全地区に掲示、各戸配布</p> <p>・協議会部会、プロジェクト事業、自治会合同で、公民館展のように、事業の内容を、パネル板に、写真等を掲示し住民にアピールするフェアを開催した。</p> <p>参加者100名余</p> <p>積極的な支援ではなく、メンバー各自が個別事業へ参加した。</p> <p>以下業務項目には手つかず。</p> <p>・コミュニティビジネスの検討、情報収集。</p> <p>・事業部会に対する新規事業の提案</p> <p>・事業部会の事業評価システムの検討</p> <p>決算額合計 100,435円</p>	<p>の対応が必至である。</p> <p>750坪、開墾終了するも、礫石、小石がまだまだ多く、本格的な耕作地としてはまだ遠く、植え付け、種付けも実入りが悪く、地道な、石拾いと土づくりが必要。</p> <p>地域との交流に、収穫物の活用、販売提供が出来るが良い。</p> <p>一般事務、会計事務機能と受付業務等を専従により各プロジェクト事業の負担軽減、利便性の検討が必要である。</p> <p>各プロジェクト事業共、共通は、活動メンバーの参加を増やすことが喫緊の課題</p> <p>関係者の出席がほとんどで、一般の参加が少ない。入りにくい、会議のような、雰囲気ではなく、オープンなお祭りの雰囲気誰でもが気軽に立ち寄り、協議会活動が楽しいもので、一緒に活動していこうという趣旨がわかる工夫が必要。</p> <p>各プロジェクト事業と、部会活動、公民館主催活動と共通事業等の協同化の検討が必要。</p>
--	---	---

広 報 委 員 会

平成27年度事業計画	実 績	評価及び反省
<p>1. 広報活動の理念と役割</p> <p>桔梗が丘自治連合協議会の活動・情報・告知を地域住民に伝え、桔梗が丘の発展の橋渡しを担う</p> <p>2. 桔梗通信</p> <p>①・桔梗が丘全世帯（約5400戸）に配布する桔梗が丘自治連合協議会の機関紙と位置付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読んでもらえる記事内容、楽しんでもらえる写真、予定を組んでもらえる開催のお知らせなど、地域住民に密着した情報の提供 <p>②取材基本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地取材と会見を基本に、三面鏡式で取材 ・全国紙、タウン紙には無いネタで勝負 <p>③ 編集基本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拾い読みが出来る紙面の構成と引きつける見出し(編集長ソフトの採用) ・用字・用語は、共同通信社の記者ハンドブックに従う。難解な熟語には註を付記する <p>④ 改善の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来五回の年間発行回数をアップしてタイムリーな報道に取り組む。コストが課題 ・ソフトな紙面、構成を目指し、女性記者の育成 ・単区情報の記事の充実 ・桔梗通信の改名（理事会に提案後） <p>予算額 327,000円</p> <p>3. ホームページの見直し</p> <p>ホームページを利用している住民は少ないのが現実であるが、来訪する他市の自治会は議事録の詳細を熟知して質問される。全国が相手の、桔梗が丘自治連合協議会の顔といえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改善の取り組み <p>① 検索が出来ない</p> <p>② 同じタイトルの情報が重複して掲載して</p>	<p>協議会の部会とプロジェクトの活動を中心に報じた。テーマが昨年と同じようになるものは、見出しや、写真の角度などを変える工夫をした。記事では関連するものを加えて膨らませた。</p> <p>写真は見やすくするために、版下の編集で彩度を上げるなどの対策を行った。</p> <p>編集長ソフトの導入はできなかった。</p> <p>改善の取り組みは出来ていない。</p> <p>決算額 291,281円</p> <p>ホームページの見直しは、桔梗通信の貼り付けを試行中です。</p>	<p>写真はモノクロながら、きれいに仕上げる事ができた。</p> <p>改善の取り組みは、28年度の計画で再度挑戦する。</p> <p>桔梗通信の貼り付けでは、写真の精度が課題となったので向上を目指す。</p> <p>その他は28年度の課題として再度取り組む。</p>

<p>いる</p> <p>③ 桔梗通信は貼り付けが良いのでは</p> <p>④ 住民広場の投稿は無い状態 など委員会で検討し理事会に諮問する。</p> <p>予算額 ホームページ管理費 6,000 円 システム更新費 30,000 円 合計 36,000 円</p> <p>予算額合計 <u>363,000円</u></p>	<p>決算額</p> <p> ホームページ管理費 5,466 円 システム更新費 0 円 合計 5,466 円</p> <p>決算額合計 <u>296,747円</u></p>	
--	---	--

平成27年度事業計画	実 績	評価及び反省
<p>1. 敬老の日の行事 永年、社会の発展に貢献された高齢者のご苦勞をねぎらい、長寿を祝い、高齢者が自ら生活向上の意欲を高め、地域のみんなが地域福祉、高齢者福祉に資することを目的にする。</p> <p>予算額 700,000円</p>	<p>実施日：平成27年9月21日 *70歳と88歳の方に長寿記念品（@2,000円の商品券）を贈呈、対象者233人 (70歳 175人・88歳 58人) 昨年度比 ▼84人減 70歳以上 3,058人△83人増 決算額 466,000円</p>	<p>終戦70年に当たり 長寿記念品対象者は一時的に昨年度より減少したが、70歳以上の高齢化は進んでおり、次年度から70歳記念品対象者は大幅に増加の見込みである</p>
<p>2. ききょう健康まつり 地域の皆様が健康について考え再認識していただき、又暮らしの中で健康作りを考え実践し、いきいきとした桔梗が丘を目指すことを目的とする。</p> <p>予算額 200,000円</p>	<p>場所：桔梗が丘公民館 実施日：平成27年11月3日 (歯チェック、健康体力測定、骨密度測定、健脚チェック、メタボチェック、スクエアステップ、リズム体操、名張バリバリ体操、健康茶の試飲、ビンゴ大会) 決算額 103,306円</p>	<p>参加者 約200名 主な参加者 骨密度測定 119名 野菜ビンゴ 198名 名張市病院医師による健康よろず相談も実施 今後も内容の充実・運営方法を改善し、更に多くの住民の参加を促したい。</p>
<p>3. ニュースポーツ世代間交流大会 スポーツを通じ地域の交流の輪を広げ、明るく活力ある地域社会を推進する、又親子や住民間の親睦及び絆作りを推進する。</p> <p>予算額 100,000円</p>	<p>実施日：平成28年3月26日 場所：桔梗が丘小学校体育館及びグラウンド ・クロリティー ・カローリング ・ストラックアウト（新種目） 決算額 62,509円</p>	<p>合計約100人（児童20人・ボランティア、スタッフ含む）の参加で世代間の交流の場が出来、楽しくゲームが出来た。マナー化しないよう新種目や運営方法の改善で充実を図る</p>
<p>4. 体操会との協働事業 地域区で実施されている体操会（ラジオ体操）をより充実させるための協働事業 夏休み期間のラジオ体操へ地域内の小学児童の参加を促す目的で、皆勤賞・参加賞等の費用の一部を補助する。</p>	<p>朝の体操の意義と開催情報の広報 夏休み期間中、子供たちを集めラジオ体操を実施した下記の体操会・地域に、申請に基づき、参加賞・皆勤賞等の費用の一部を負担した。 (300円/人) ・ 桔梗が丘体操会 ・ 5番町1区 ・ 4番町</p>	<p>各地域の体操会と協働で、朝の体操の継続・発展を図っていった。 朝の体操は健康の源であり、実施地域の拡大、参加者を増やすことが重要 夏休み参加児童数 327名 昨年度より、75名参加児童は増えている。</p>

<p>予算額 100,000円</p> <p>5. ききょう健康講座 生活習慣病の予防や暮らしの中でみんなが健康について考え実践していくことをテーマに「ききょう健康講座」を開催して地域の皆様に健康啓発を促していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 桔梗が丘南1・2・3地区 ・ 桔梗が丘西地区 <p>決算額 98,100円</p> <p>1) ベルフラワー教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メタリックシフトルーム予防教室 ・ 保健師・歯科衛生士による健康指導 ・ 講師による筋力アップ体操 ・ 健康相談 ・ 保健センター・まちの保健室の協力で実施 ・ 実施は1部4月～9月、月2回合計12回 ・ 2部10月～3月、月2回合計12回 <p>年間で合計24回実施 決算額 120,000円</p> <p>2) 健康に関する講演 楽しい健康づくり講座 実施日：平成28年3月26日 (土) 場所：桔梗が丘公民館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テーマ 脳の老いと物忘れ そして認知症 ・ 講師 上野病院 平尾文雄院長 <p>決算額 16,475円</p> <p>3) 健康リズム体操 合計5回実施した 実施日①平成27年6月26日 ② 9月3日 ③ 11月27日 ④平成28年1月29日 ⑤ 3月11日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 場所：桔梗が丘公民館 ・ 講師：竹政悦子先生 <p>決算額 36,299円</p> <p>4) 桔梗が丘げんき通信の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌を発行する(回覧) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ メタボや歯の講義・計測で健康チェックができた ・ 筋力アップ体操で筋力増進ができた。 ・ 参加人数 4月～9月は30名、10月～3月は30名 合計60名 全戸配布広報により参加者が大幅に増えた。 <p>参加者205名 関心の高いテーマであった事と、情報誌「YOU」でも広報した結果、地域外16名を含む予想外の多数の参加であった。 今後もタイムリーなテーマを選定する。</p> <p>参加者184名(5回合計) 昨年度3回から運動の不足がちな冬季に2回増やして実施した。 正月明けの1月には約50名の参加があり、冬季における運動のニーズの高さを実感した。</p> <p>まちの保健室の協力も得て、元気な高齢者の紹介、健康推</p>
---	---	--

<p>・月1回合計12回発行した 決算額 1,000円</p> <p>5) ウォーキング 10月17日(土) 東青山四季の里で、初めての 試みであるノルディックウ ォーキングを実施した(昨年 度は雨天で中止) 決算額 46,431円</p> <p>6) 生活習慣病予防料理教室 市の健康支援室の講義の後、調 理。3回実施した</p> <p>・第1回 7月24日 高血圧予防レシピ</p> <p>・第2回 9月29日 脂質異常予防レシピ</p> <p>・第3回 11月24日 カロリーバイキング</p> <p>決算額 14,637円</p> <p>・会議費・雑費 決算額 27,728円</p> <p>決算額 262,570円</p> <p>予算額 310,000円</p>	<p>・月1回合計12回発行した 決算額 1,000円</p> <p>5) ウォーキング 10月17日(土) 東青山四季の里で、初めての 試みであるノルディックウ ォーキングを実施した(昨年 度は雨天で中止) 決算額 46,431円</p> <p>6) 生活習慣病予防料理教室 市の健康支援室の講義の後、調 理。3回実施した</p> <p>・第1回 7月24日 高血圧予防レシピ</p> <p>・第2回 9月29日 脂質異常予防レシピ</p> <p>・第3回 11月24日 カロリーバイキング</p> <p>決算額 14,637円</p> <p>・会議費・雑費 決算額 27,728円</p> <p>決算額 262,570円</p>	<p>進部の事業案内、季節ごとの 健康豆知識等の広報ができた。</p> <p>参加者 68名 ノルディック講師2名の指導 による練習、ゲームの後、ハ イキングコースを実践で歩い た。ノルディックへの関心が 高かった。</p> <p>3回で合計87名参加 名張市食生活改善推進協議会 の指導のもと健康レシピを体 験 低カロリーでも美味しい料理 を広める カロリーバイキングは日常の カロリー摂取量について見直 すいい機会となった。</p>										
<p>6. 市の集団がん検診 市の集団がん検診を桔梗が丘で実 施(桔梗が丘地域対象)</p> <p>予算額 10,000円</p>	<p>実施日:平成27年11月7日 場所:桔梗が丘小学校</p> <p>・肺がん、大腸がん、胃がん 乳がんマンモグラフィ、子宮が ん、 健康推進部会は会場設営・受 付・駐車係を担当</p> <p>決算額 9,000円</p>	<p>受診者数</p> <table border="0"> <tr> <td>胃がん</td> <td>63名</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>82名</td> </tr> <tr> <td>肺がん</td> <td>57名</td> </tr> <tr> <td>乳がん</td> <td>64名</td> </tr> <tr> <td>子宮がん</td> <td>47名</td> </tr> </table>	胃がん	63名	大腸がん	82名	肺がん	57名	乳がん	64名	子宮がん	47名
胃がん	63名											
大腸がん	82名											
肺がん	57名											
乳がん	64名											
子宮がん	47名											
<p>予算額合計 <u>1,420,000円</u></p>	<p>決算額合計 <u>1,001,485円</u></p>											

住 民 交 流 部 会

平成27年度事業計画	実 績	評価及び反省
<p>1. 桔梗が丘夏まつり</p> <p>子どもから大人まで地域住民が参加し、様々な催しを楽しみ親睦を深める。又地域の人々に地域住民の交流を発信する場とする。</p> <p>実施予定日 平成27年8月22日(土)</p> <p>実施内容</p> <p>① 模擬店、 ② 盆踊り、 ③ パレード、 ④ アトラクション、 ⑤ 模擬店利用券の配布</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の確保 ・シャトルバスの運行 ・会場警備を警備会社と消防団に依頼。 <p>予算額 880,000円</p>	<p>1. 桔梗が丘夏まつり</p> <p>実施日：平成27年8月22日(土)</p> <p>16時半より桔梗が丘商店街に於いて開催。参加人数 約9,000人</p> <p>・イベント内容</p> <p>① 模擬店は33店が出店。フリーマーケットは3店。</p> <p>② 盆踊りは、地域の婦人会を中心に住民総踊りの形式で実施した。</p> <p>③ 桔梗丘高校吹奏楽部パレードは舞台で演奏。</p> <p>④ アトラクションは桔”ずセミナーの太鼓とよさこいソーラン、ジャズダンス、フラダンス、伊賀琉真太鼓</p> <p>⑤ 250円の模擬店利用券を地域の全戸に配布。</p> <p>その他に地域への告知をポスター、回覧及び当日の開催を広報車で案内した。</p> <p>決算額 703,924円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開会前に少し雨が降ったが、大きな事故や怪我なく無事終えることができた。 ・模擬店の利用券は1人当たりの金額を減らし枚数を増やしたが、交換できない人もいた。次年度は約50枚程度増やすようにしていきたい。 ・盆踊りを2部制にし、親しみやすい曲目(妖怪体操第1)を入れたことにより小さい子の参加が増え、例年以上に盛り上がった。 ・多くの参加者のため、トイレを待つ人が例年以上に多かった。 ・次年度の開催は8月20日(土)を予定。
<p>2. ハッピーニューイヤー ききょうフェスタ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新年を祝う行事として位置付け、桔梗が丘住民相互の親睦を図り、住民参加・住民自身でまちづくりを推進していこうとする意識を高める。 ・対象は桔梗が丘地区住民。 ・内容 <p>① 世界のおもちゃ体験 ② 科学あそび教室 ③ お菓子屋台村 ④ 豚汁、赤飯振る舞い</p>	<p>2. ハッピーニューイヤー ききょうフェスタ</p> <p>実施日：平成28年1月9日(土)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施にあたっては、世界のおもちゃ体験を地域福祉部会、科学あそび教室は教育文化部会の協力を得て実施した。 ・参加者は269人(乳幼児69人、小中学生97人、成人100人) ・スタッフは50人が協力。 	<ul style="list-style-type: none"> ・園・学校が新学期を迎えてからの開催となったが、天候にも恵まれ、例年と同程度の参加者を得ることができた。 ・メインのイベントは、「世界のおもちゃ体験」を地域福祉部会の協力で、「科学あそび教室」は教育文化部会との協働事業として、スムーズに進行できた。 ・ハッピーニューイヤーの行事は、次年度、日曜日の開催を考えたい。

<p><どんど行事> ききょうフェスタの一関連行事として位置付け、地域の伝統行事として育てると共に、地域住民の交流を図る。</p> <p>予算額 250,000円</p> <p>予算額合計 <u>1,130,000円</u></p>	<p>実施日：平成28年1月16日（土）</p> <p>① どんど焼き ② 振る舞い（カップ麺等）</p> <p>・参加者は約500人、スタッフは30人で地域の方々の協力も得ることができた。 ・カップ麺は用意した約500食を振る舞った。</p> <p>決算額 248,770円</p> <p>決算額合計 <u>952,694円</u></p>	<p>・新年を迎えた行事として他地域でも行われているが、桔梗が丘地域でもどんど保存会として数年の歴史を数え、地域の人々にとっても伝統を感じる行事となってきた。</p>
---	---	---

教 育 文 化 部 会

平成27年度事業計画	実 績	評価及び反省
<p>1) 第11回桔' ずセミナー 地域の子も達が地域の大人と共に、学びながら触れ合うこと。</p> <p>予算額：310,000円</p>	<p>実施：夏休み(4回)冬(1回) 内容：(夏) 料理・科学・囲碁・手芸・よさこいソーランの5講座開催。よさこいソーランは桔梗夏祭りに参加。 (冬) 料理・科学・手芸の3講座開催。 ハッピーニューイヤーフエスタ 科学遊び「LEDを使った簡単な灯り」 「ギフトボックス」 参加者：延べ1,123人 決算額：294,823円</p>	<p>多くのボランティアの協力を得ることが出来た。 延べ人数で中学生(16人)大人(161人)。 多くの子もが参加してくれ皆熱心であった。 大人と触れ合いが十分できた。 若いボランティアさんの協力をお願いしたい。</p>
<p>2) 第19回青少年が語る「こころの思い発表会」 子どもの思いを作文発表することで理解していただき、地域の大人と子どもの距離を縮める。子どもを守り育てる活動に繋げる。</p> <p>予算額：167,000円</p>	<p>実施：10月24日(土)公民館展に協賛 参加者：約200人 発表者：15人 (地区内小・中学校各3人) 演奏者：桔梗が丘中・北中 要約筆記：3人 来賓：雪岡 正明 先生 募金額：20,000円 冊子配布：作文を冊子にして配布 決算額：160,901円</p>	<p>発表者は内容もよく、はっきり発表が出来た。 音楽部の募金は多くのご支援をいただいた。 ギャラリーの騒音が気になった。</p>
<p>3) 第19回ふるさと歴史ハイキング 地域の大人と子どもとの交流を図りながら、地域の歴史を学びふるさとを愛する心を育てる。</p> <p>予算額：40,000円</p>	<p>実施：11月7日(土) 参加者：52人(子ども3人) 講師：門田 了三 先生 内容：「秋の美旗を歩こう」 決算額：36,430円</p>	<p>天候が良く無事に終わることが出来た。 子どもの参加をもっと増やしたい。</p>
<p>4) 私の1冊文庫</p> <p>予算額：16,000円</p>	<p>実施：毎週月曜日読み聞かせ事業 絵本展「本とあそぼう」 実施：7月20日～25日 参加者：約200人 決算額：16,000円</p>	<p>絵本展には多くの方に来ていただいた。</p>
<p>5) 名張市社会福祉大会表彰</p> <p>予算額合計 <u>533,000円</u></p>	<p>実施：11月15日 参加者：3人参加 決算額合計 <u>508,154円</u></p>	<p>桔梗が丘地域内の子育て支援</p>

生活安全部会

平成27年度事業計画	実績	評価及び反省
1. 普通救命講習会開催 (年度内 2回開催)	平成27年12月5日(土) 参加者 12人	多くの人が参加してくれるように、募集の方法を考えなければならぬ。
予算額 1,000円	平成28年3月26日(土) 参加者 8人 合計 20人 決算額 551円	19回 延べ325人受講
2. 防犯パトロールの実施 青色回転灯パトロール	桔梗が丘防犯パトロール隊 青色回転灯装着車 2台 月4回、毎回約1時間桔梗が丘地区を巡回した。現在隊員 6名 延べ参加 126名	隊員6名と少人数であるが地域の安全、安心を守るため引き続き気を引き締めて実施する。隊員の増加、若返りが今後の課題。
予算額 58,000円	決算額 40,031円	
3. 命の笛贈呈	小学校入学生に贈呈 桔小100個 東小30個 南小40個 贈呈は地区福祉部会の方に依頼	3小学校の入学児童等に贈呈した。(転入生、紛失生含む)
予算額 15,000円	決算額 12,750円	
4. 桔梗が丘自治連合協議会 自主防災隊	防災訓練の実施 各地区において、年1回は実施し、住民の防災意識の高揚を図る。	各地域において実施している。実施時には、訓練用ベストを着用するようにお願いしている。
5. 桔梗が丘の危険箇所の解消、改善の取り組みを促進	各区長、自治会長等をお願いし、当部会も協調・協力して、危険箇所の解消に取り組んでいる。	
6. 環境ねっとプロジェクト 1) 町内表示板の追加設置 2) 住居番号(地番)表示板の追加設置を実施する	町内表示板 96個 住居番号表示板 761個	住居表示板設置事業終了
7. 消火栓にホースを接続した訓練を実施	平成27年7月19日 三重県消防学校訓練施設 参加者 13人	
予算額 46,000円	決算額 38,140円	
予算額合計 <u>120,000円</u>	決算額合計 <u>91,472円</u>	

平成27年度事業計画	実 績	評価及び反省
<p>I 環境を守る活動</p> <p>1. 公園美化運動（みどり環境保全整備事業「桔梗が丘みどりの会」との連携） 桔梗の森公園のクリーン活動を偶数月第1月曜日に実施する。 予算額 43,400円</p> <p>2. 桔梗花いっぱい運動 近隣公園にキキョウの花を植栽し、桔梗が丘の里山花景観の復活を図る 内容：①4月にポットに種子を撒き、苗を育てる。発芽し生育すると、公園に移植する。 ②2-3月に苗を購入し公園に移植する。 予算額 37,200円</p> <p>3. 公園内案内板の設置 桔梗の森公園・野鳥公園に公園散策を楽しめるよう案内板を設置 予算額 70,000円</p> <p>4. 名張市クリーン大作戦2015 名張市クリーン大作戦に参加するとともに、同作戦の趣旨に賛同して活動する自治会を奨励する。実施：5月31日（日） 予算額 110,000円</p>	<p>桔梗の森公園クリーン活動 6月、8月、10月、12月、2月、第1月曜日 午前9時—11時）実施、5回延べ約130名参加 決算額 42,265円</p> <p>（4月） ・種子を撒いて苗を生育（6月、8月） ・種子より育成した桔梗苗約160株を希望者に配布（12月、2月） ・育成した桔梗約250株と緑の募金交付分約100株（「桔梗が丘みどりの会」が交付を受けたもの）を合わせて桔梗の森公園に移植 決算額 30,370円</p> <p>桔梗の森公園に案内看板を設置 公園名看板3、野鳥看板2、昆虫看板1、植物看板1 決算額 90,180円</p> <p>名張市クリーン大作戦に参加 5月31日実施、参加者約30人 協賛自治会（10自治会） 1番町、2番町1—2区、4番町、5番町1—3区、南1—3区 決算額 38,550円</p>	<p>桔梗の森公園クリーン活動は定着してきたが、女性参加者の拡大が課題である。</p> <p>種子から多くの苗を育てることが出来るようになった。苗を希望者に配布し、大きく育ててその一部を公園に移植してもらおうようお願いしたが（桔梗苗里親制）、十分徹底することが出来なかった。しかし購入分も含めて桔梗の森公園に多くの苗を移植したので、来年度が楽しみである。今後は他の近隣公園や街区公園にも広めていきたい。また、「桔梗苗里親制」も徹底していきたい。</p> <p>桔梗の森公園の散策が楽しめるものと期待している。他の近隣公園でも必要な案内看板設置を進めていきたい。</p> <p>継続して参加自治会の広がりをも求めている。</p>

<p>II 環境を知る活動</p> <p>1. ホタル観賞会（桔梗が丘5番町、シャックリ川） 6月13日（土）</p> <p>2. 近隣公園を巡るハイキング 野鳥公園を中心とした桔梗が丘西付近のハイキングを、「ほっとまちプロジェクト事業」と連携して実施する。野鳥公園では「桔梗が丘みどりの会」が開設した遊歩道を歩き、農園では収穫されたばかりの作物を通じて「農楽園」と交流を図る。 10月31日（土）</p> <p>3. 桔梗の森公園いきものウォッチング</p> <p>① 初夏の生きものウォッチング 6月27日（土）</p> <p>② 夏休み生きものウォッチング 8月1日（土）</p> <p>③ 冬の生きものウォッチング（バード・ウォッチング）（桔梗の森公園、西徳明池など） 平成28年1月16日（土） 予算額 57,000円</p> <p>予算額合計 <u>317,600円</u></p>	<p>・ホタル観賞会（5番町シャックリ川） 6月13日、約130人参加</p> <p>・近隣公園めぐりハイキング&農楽園収穫祭 蔵持里・西原の初瀬街道史跡や桔梗が丘西の街道址や野鳥公園を巡るハイキングを行い、農楽園での収穫祭に参加し、住民交流を図る。 10月31日実施 参加者約110人（子ども20人）</p> <p>桔梗の森公園で自然観察会を実施</p> <p>・6月27日、桔梗の森公園、参加者23人（子ども3人）</p> <p>・8月1日、桔梗の森公園、参加者34人（子ども11人）</p> <p>・平成28年1月16日、桔梗の森公園、西・東徳明池付近、参加者35人</p> <p>決算額 21,968円</p> <p>決算額合計 <u>223,333円</u></p>	<p>自然を楽しみ観賞する中で、身近な自然について考える機会になった。</p> <p>「ほっとまちプロジェクト事業」とのコラボ事業であった。予想以上に多くの参加者があり楽しい住民交流を図ることが出来、大成功であった。今後もコラボ事業を企画していきたい。</p> <p>参加者が多く、身近な自然を知りたいという思いを多くの方々がお持ちであることがわかった。これからもこの行事シリーズを続けていきたい。</p>
--	--	---

地 域 福 祉 部 会

平成27年度事業計画	実 績	評価及び反省
<p>1. 高齢者、障がい者等への友愛訪問活動</p> <p>予算額 30,000円</p>	<p>・毎月1回、第3金曜日定例会後「陽だまり」を持って訪問。</p> <p>・1回当たり約850枚で、回覧を含め年間約12,000枚を印刷。</p> <p>決算額 19,440円</p>	<p>・各戸にできるだけ声をかけ安否を確認している。</p> <p>・活動に理解を深めるため、年3回各地域で回覧してもらった</p>
<p>2. 年末友愛訪問</p> <p>予算額 230,000円</p>	<p>プレゼント（チョコレートとホットカイロ）を持って訪問。</p> <p>・75歳以上の一人暮らし世帯。 ・75歳以上の高齢者のみ世帯。 ・重度の寝たきりや認知症の方等特に見守りの必要な世帯。 (570世帯)</p> <p>決算額 234,076円</p>	<p>・年に一度のプレゼントを心待ちにしている人が多い。</p>
<p>3. 高齢者のつどい</p> <p>予算額 220,000円</p>	<p>・平成27年5月24日（日）、地域の80歳以上の方のつどい。</p> <p>参加者</p> <p>高齢者 151人 自治会長・区長 22人 民児協 29人</p> <p>・参加者会費 500円</p> <p>決算額 212,232円</p>	<p>・元気な高齢参加者が増え、年1回の出会いを楽しみにしておられる。</p>
<p>4. いきいきサロン</p> <p>予算額 540,000円</p>	<p>・地域内の13箇所で実施。</p> <p>決算額 540,000円</p>	<p>・近隣の絆づくりに役立っている。</p> <p>・各地域で多くの方の協力を得て、充実した活動になっている。</p>
<p>5. 障がい者グループホーム交流会</p> <p>予算額 60,000円</p>	<p>・11月8日（日）地区内の6箇所のグループホームとの交流会。</p> <p>参加者</p> <p>グループホーム入居者 15人 ワーカー 7人 来賓 8人 民児協 28人 合計 58人</p> <p>決算額 55,080円</p>	<p>・各ホーム共楽しみに待っていてくれる。</p> <p>・参加者同士お互いに交流を深めることができた。</p>

<p>6. 赤ちゃん、ちびっ子「なかよしひろば」</p> <p>予算額 50,000円</p>	<p>・毎月1回、第3火曜日に未就園児とその母親が参加した。</p> <p>参加者：毎回約90人</p> <p>決算額 68,000円</p>	<p>・母親の育児相談、友達づくりの場になっている。</p> <p>・参加者が増えたのでマットを購入した。</p>
<p>7. 地域高齢者への配食と見守りの協働事業</p> <p>予算額 60,000円</p>	<p>・「いこい」「友～友」の2グループの配食事業との協働事業として実施。</p> <p>決算額 60,000円</p>	<p>・声かけや、見守り活動を兼ねての配食は大変意義深い。</p>
<p>予算額合計</p> <p><u>1,190,000円</u></p>	<p>決算額合計</p> <p><u>1,188,828円</u></p>	

別紙2 平成27年度協議会会計決算書

平成27年度協議会会計決算書

平成27年4月1日～平成28年3月31日

収入の部

(単位:円)

項	目	予算額	決算額	比較	備考
1 会費	会費	1,000,000	1,005,200	5,200	地区会費
2 交付金	1 名張市交付金基本額	4,817,000	4,817,000	0	ゆめづくり交付金
	2 〃(加算額)	5,117,200	5,117,200	0	コミュニティ活動費
	3 〃(特別交付金)	300,000	300,000	0	地域調整額
	4 〃(人件費)	4,700,000	4,700,000	0	
	5 市社協交付金	630,000	600,300	△ 29,700	社会福祉協議会
	小 計	15,664,200	15,634,500	△ 29,700	
3 補助金	市社協補助金	200,000	230,000	30,000	いきいきサロン補助金
4 雑収入	1 雑収入	20,000	61,253	41,253	定期健診予防業務委託料 等
	2 車両使用料	40,000	26,932	△ 13,068	軽トラック使用料
5 負担金		4,700,000	4,700,000	0	公民館会計より
6 繰越金	前期繰越金	1,819,211	1,819,211	0	
	総 合 計	23,443,411	23,477,096	33,685	

支出の部

(単位:円)

項	目	予算額	決算額	比較	備考
1 人件費	1 給与・手当	8,590,000	8,451,800	△ 138,200	職員給与
	2 報酬	720,000	720,000	0	館長報酬
	3 社会保険料	90,000	93,398	3,398	社会保険料
	小 計	9,400,000	9,265,198	△ 134,802	
2 総務費	1 事業費	160,600	25,385	△ 135,215	講師謝礼・資料代
	2 費用弁償費	300,000	309,200	9,200	
	3 会議費	300,000	252,448	△ 47,554	總會資料印刷費
	4 研修費	200,000	94,600	△ 105,400	各種研修費
	5 防犯防災費	200,000	200,000	0	桔梗が丘消防班補助
	6 備品購入費	300,000	121,448	△ 178,552	
	7 事務費	500,000	461,920	△ 38,080	コピー・印刷代、事務経費
	8 車両費	250,000	191,373	△ 58,627	車検、自動車保険、ガソリン代
	9 ビジョン新規事業費	600,000	447,678	△ 152,322	
	10 雑費	50,000	23,662	△ 26,338	
	小 計	2,860,600	2,127,712	△ 732,888	
3 企画運営費	事業費	150,000	100,435	△ 49,565	各プロジェクト事業支援 地域フェスタ開催
4 広報費	事業費	363,000	296,747	△ 66,253	桔梗通信発行、ホームページ管理
5 健康推進費	1 事業費	720,000	535,485	△ 184,515	健康講座 健康まつり ニュースポーツ世代間交流大会
	2 繰出費	700,000	466,000	△ 234,000	敬老の日の行事
	小 計	1,420,000	1,001,485	△ 418,515	
6 住民交流費	1 事業費	250,000	248,770	△ 1,230	ハッピーニューイヤーフェスタ
	2 繰出費	880,000	703,924	△ 176,076	夏まつり
	小 計	1,130,000	952,694	△ 177,306	
7 教育文化費	事業費	533,000	508,154	△ 24,846	桔っずセミナー、ふるさと歴史ハイキング、 こころの思い発表会
8 生活安全費	事業費	120,000	91,472	△ 28,528	防犯パトロール 消火栓ホース格納箱設置
9 快適環境費	事業費	317,600	223,333	△ 94,267	公園美化活動 花いっぱい運動
10 地域福祉費	事業費	1,190,000	1,188,828	△ 1,172	いきいきサロン、高齢者のつどい
11 積立金	車両買換積立金	140,000	226,932	86,932	軽トラック使用料
12 予備費		702,011	0	△ 702,011	
13 コミュニティ活動費		5,117,200	5,117,200	0	
	次 期 繰 越 金	0	2,376,906	2,376,906	
	総 合 計	23,443,411	23,477,096	33,685	

※ 項1. 人件費の3.社会保険料 3,398円の不足額は同項1.給与・手当より、項2. 総務費の2.費用弁償費 9,200円の不足額は同項1.事業費より、また、項11. 車両買替積立金の 86,932円の不足額については項12. 予備費よりそれぞれ流用した。これらの流用は「会計処理規定第20条」に基づくものであります。

別紙3 平成27年度末の積立金残高及び基金残高報告書

平成28年3月31日現在

1. 財産目録

(単位：円)

資 産 の 部		負債及び正味資産の部	
現 金	274,856	未払金(*)	913,452
預 金	3,015,502	正味資産	2,376,906
合 計	3,290,358	合 計	3,290,358

*未払金の内訳

- ① 公民館職員給与 686,520
- ② 積立金 226,932

2. 平成27年度末の積立金残高 (=普通預金及び定期預金残高)

(単位：円)

		財政調整積立金	自然災害積立金	車両買換積立金	有事の助け合い基金
		(普通預金)	(普通預金)	(普通預金)	(普通預金)
繰越金		1,500,718	1,500,718	435,747	417,553
増加	積立	—	—	226,932	—
	利息	247	247	69	89
	計	247	247	227,001	89
減少		—	—	—	—
残高		1,500,965	1,500,965	662,748	417,642

車両買換積立金の増加額(226,932円)については期末時点で未入金である。

議案第2号 平成27年度“ほっとまち”プロジェクト事業報告及び特別会計決算の承認に関する件

平成27年度の“ほっとまち”プロジェクト事業報告及び特別会計決算の報告を次のとおり行います。

1. ほっとまち茶房ききょう事業
2. 子どもたちと地域の絆づくり事業
3. みどり環境整備保全事業
4. 住居表示設置事業
5. ききょう農楽園事業
6. 桔梗が丘お助けセンター事業

1. ほっとまち茶房ききょう事業

平成27年度は、オープン3年目を迎え利用者も多く、安定した収入が確保でき、ふれあい交流の場として定着してきました。サークル団体の作品展示は、毎月交換し、順番待ちの状況であり、歌声喫茶は、試行期間中好評を得て平成27年度本格実施の運びとなり、毎月1回開催しました。

さらに桔梗が丘夏祭りへの出店、地域フェアへの参加、ゆず茶等新メニューの採用なども行いました。

平成27年度開業日数	240日
売上総額	937,600円
1日平均利用者	39人
1日平均売上額	3,900円

・平成27年度ほっとまち茶房ききょう特別会計決算書

(収入の部)

(単位 円)

区分	予算額	決算額	摘要
利用料収入	800,000	937,600	コーヒー等9,376杯
市社協補助金	50,000	50,000	補助金、共同募金還付金
繰越金	25,142	25,142	平成26年度繰越金
雑収入	58	45	預金利子
合計	875,200	1,012,787	

(支出の部)

(単位 円)

区分	予算額	決算額	摘要
運営経費	745,200	845,610	材料費、実費弁償、消耗品費等
光熱水費負担金	30,000	40,000	公民館一部負担分
積立金	100,000	100,000	減価償却費及び修繕引当金
繰越金	—	27,177	
合計	875,200	1,012,787	

収支差引 27,177 円は次年度に繰り越す。

減価償却費及び修繕引当金としての積立金は 100,000円

平成27年度末現在累計額 300,000円

2. 子どもたちと地域の絆づくり事業

花を通じて子どもたちと地域住民の絆を深める「通学路花いっぱい運動」は3年を経過し、地域の皆さんによる子どもたちの安全見守りも定着してきた。また、自治連合協議会の各部会との連携も、快適環境部会の「初夏の生きものウォッチング」や教育文化部会の「ふるさと歴史ハイキング」などの事業に相乗りする形で徐々に進めることができた。

しかしながら、天候や気温に左右される花の苗作りは容易ではなく、本年度も秋の苗作りで生育が悪く苦勞した。改善のため今後も継続した研究が必要であるが、そのような苦勞がお互いの交流を深めることに繋がることを意識して事業を進めていきたい。そんな中、桔梗の苗については、秋に行なわれた「地域フェア」の会場や「通学路花いっぱい運動」で150株程度配付できた。

各校では特色を生かした単独事業が行われているものの、今後は学校間の情報共有や協力を進め、自治連合協議会の各部会活動との協働も一層強めていくことが大切である。

《活動組織》

- ・桔梗が丘子どもたちと地域の絆づくり事業連絡協議会
- ・桔小絆キッズ（桔梗が丘小学校）
- ・桔梗が丘南子どもたちと地域の絆づくり事業運営委員会（桔梗が丘南小学校）
- ・あそびつくす in 東小実行委員会（桔梗が丘東小学校）

予算については、「名張市放課後子ども教室事業」の助成金172,000円を事業経費に充てた。

- ・子どもたちと地域の絆づくり事業特別会計決算書

(収入の部)

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	摘 要
事業委託費	172,000	172,000	名張市放課後子ども教室事業
負担金	0	661	桔梗が丘自治連合協議会
合 計	172,000	172,661	

(支出の部)

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	摘要
報償費	72,000	72,000	サポーター費用弁償等
需用費等	100,000	100,661	花の種、培養土、印刷代等
合 計	172,000	172,661	

3. みどり環境整備保全事業

桔梗が丘地内には、桔梗の森公園（10号公園）、鳴滝公園（11号公園）、野鳥公園（西5号公園）をはじめとして多くの自然緑地が残されており、桔梗が丘のまちづくりにかけがえのないものとなっている。しかし面積も広く名張市の管理だけでは充分いきとどいていないのが現状である。そこで、こういった環境を整備保全する目的で、桔梗が丘自治連合協議会プロジェクト事業組織として、“桔梗が丘みどりの会”を組織している。桔梗が丘みどりの会では、平成27年度においても下記のとおり取り組んだ。

(1) 桔梗が丘地内の近隣公園及び緑地の整備保全の実施

桔梗の森公園（10号公園）、鳴滝公園（11号公園）、野鳥公園（西5号公園）において、枯松等枯木の伐倒処理、園路整備、希少植物の保護等整備保全活動として定例作業を毎月実施した。また、

少人数での適時作業も行くと共に他のボランティア団体とも連携してみどり環境の整備保全活動に努めた。さらには、1番町区自治会及び7番町区自治会と連携して駅前公園及び7番町緑地の枯木伐倒処理にも取り組んだ。

(2) 桔梗の森公園(10号公園)名張市との受委託契約に基づく除草・清掃作業の実施

桔梗の森公園(10号公園)において名張市との受委託契約に基づき、年間2回の除草作業及び年間6回の清掃作業を実施し、桔梗の森公園(10号公園)の管理に努めた。

(3) 快適環境部会や他のプロジェクト事業組織と連携したイベント事業の実施

快適環境部会・農楽園プロジェクトと連携した自然に親しむイベント事業を野鳥公園・農楽園ほ場近隣において10月31日に実施した。沢山の参加者で盛況であった。

「みどり環境整備保全事業決算書」

(収入) (単位円)

区 分	予算額	決算額	摘 要
交付金	—	14,000	三重県緑化推進機構 緑化事業交付金
委託料	490,000	492,480	名張市桔梗の森公園(10号公園)委託料
負担金	—	10,000	自治連合協議会 イベント事業負担金
寄付金	—	4,490	個人の方より
雑収入	1,000	8,901	利息・戻入金等
合 計	491,000	529,871	

支出 (単位円)

区 分	予算額	決算額	摘 要
運営費	490,000	405,984	需用費・備品購入費・保険料・報償費等
積立金	1,000	50,000	機械施設修繕整備積立金へ
繰越金	—	73,887	
合 計	491,000	529,871	

収支差引 73,887円は次年度(平成28年度会計)へ繰越

「機械施設修繕整備積立金決算書」

平成26年度決算額	150,000円
平成27年度取崩額	0円
平成27年度一般会計より積立金額	50,000円
平成27年度決算額	200,000円

4. 住居表示設置事業

平成26年度未達成分を継続事業として実施。

町内表示板増設要望分設置と住居番号(地番)表示板26年度の追加要望分と空地、空き家分の将来設置を製作し保管する

(1) 町内表示板の街角設置

町内表示板95枚を製作設置

上記内訳

各区長からの要望は、4区長26枚

プロジェクトチームで公共場所（公園、道路ガードレール及びフェンス、学校フェンス）に69枚を設置

(2) 住居番号(地番)表示板の設置

761枚を製作。住民からの要望分を配布し残りを保管

平成26年度の残りの地番数量から地域内に開発地域が生じ予定より数量増加する

(地域内空地に地番表示がないものも西桔梗が丘に多く残る)

・平成27年度特別会計予算と住居表示設置事業実施報告

(収入の部)

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	摘 要
名張市ゆめづくり協働事業交付金	270,000	270,000	名張市交付金
自治連合協議会負担金	30,000	30,000	桔梗が丘自治連合協議会
合 計	300,000	300,000	

(支出の部)

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	摘 要
備品購入費	200,000	235,731	町内表示板 住居番号(地番)表示板 製作費
印刷製本費	30,000	22,963	インジェット、印刷用紙、 収納箱等
表示板設置調査費、取り付け 費、	50,000	19,500	自治会の調査、取り付け 弁償費
諸経費	20,000	21,806	プロジェクトチーム作業（通信 費、移動交通費、行政申 請、表示板配布、設置な ど）一式
合 計	300,000	300,000	

5. ききょう農楽園事業

当農楽園は、桔梗が丘地域の住民が土とのふれあいを通して心豊かな生活の醸成と仲間づくりの場となることを目指すとともに、地域に安全な農作物の提供を試みることを目的として、ようやく、

事業場所の桔梗が丘中学校第2グラウンド東側の荒地の開墾が終わった。有効耕作地は約725坪。

平成27年度の事業

屋根付き小屋、耕運機等の保管用掛け屋根も完成し、機材、用具、肥料の保管ができるようになった。耕運機は中型を購入し、トラクターによる整地後の耕起、畝割に威力を発揮している。

農作物の植え付け品種は、試験作付けから、本格的な栽培として、ジャガイモ種イモ50kg・さつまいも500蔓を植え付けたが、十分な収穫量ではない。玉葱約1万本の作付けを行った。収穫は6月。

試験作付けのごーや、なす、キュウリ、トマト、スイカ・カボチャ、里芋、は十分な収穫がえ

られなかった。秋蒔き大根50坪、人参30坪に種蒔きしたが、雨で土がぬかるみ、時期が遅れたが、大根は良く育った。しかし土地は獣害のない良い場所だが、スイカ、大根は、カラスによる鳥害が発生した。

まだまだ、石は非常に多く、土も固く、畑として十分な土づくりが出来ていないが、みどりの会との連携で、草堆肥づくりも始め、肥沃な土地づくりへ歩み出した。これからが楽しみである。

協議会主催の夏祭りへ参加。ジャガイモ、ポテトチップ、すじ肉入り味噌煮込みを販売した。みどりの会、快適環境部会との協働で、収穫祭として、焼き芋が大好評であった。

公民館での桔梗が丘地域フェアには、さつまチップを提供しこれも大盛況。また、その場でのききょう農楽園支援金募集では、支援者へ大根を提供した。

28年3月に新規会員募集し、応募者10名 登録会員28名となる。

28年度より、年会費、個人用地の使用料による自主運営となる。収穫物の販売提供も出来る。

「ききょう農楽園事業特別会計決算書」

(収入の部)

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	摘 要
ゆめづくり協働事業交付金	630,000	630,000	名張市
地元負担金	70,000	70,000	桔梗が丘自治連合協議会
売上等	—	33,300	夏祭り、収穫祭、寄付等
預金利息	—	12	
その他	—	7,364	前期繰越金
合計	700,000	740,676	

(支出の部)

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	摘 要
備品購入	320,000	320,942	物置、かけ小屋
耕運機	200,000	124,020	
消耗品費	90,000	56,958	肥料、夏祭費用等
燃費	30,000	3,848	ガソリン、軽油
用具、用品	30,000	160,097	鍬、鎌、等
種苗代	30,000	70,129	じゃがいも等
繰越金	—	4,682	次期繰越
合 計	700,000	740,676	

6. お助けセンター事業

◇ 家事支援サービス

27年4月本格運用開始（依頼件数 100件 作業実施 71件）

庭管理 57件、日曜大工 15件、電気関連 8件、重量物移送 7件、他

◇ 外出支援サービス

分科会で運用方法等検討

試験運用 28年7月～9月

本格運用 28年10月開始

方式 ドアツードア

市の補助を受け公用車購入予定（地域移動支援活動補助金 150万円）

◇ 配食支援サービス

分科会で運営方式等検討

月、水、金週3回、max70食

南公民館調理室改修（市施工予定 28年秋 3～4か月）

工事期間中使用不可、他の室は使用可

29年1月～試験運用

本格運用開始 29年度の予定

◇ 課題 活動拠点となる事務室の拡充（プロジェクト事業全体の拠点）

コーディネータ、支援メンバーの確保

◇ 決算

（収入の部）

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	摘 要
交付金	850,000	850,000	名張市ゆめづくり協働事業交付金
補助金	300,000	300,000	要援護者等日常生活支援事業補助金
負担金	100,000	100,000	桔梗が丘自治連合協議会
利用料	200,000	156,350	
前年度繰越	—	8,839	
雑収入（利息）	—	123	
合 計	1,450,000	1,415,312	

（支出の部）

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	摘 要
センター運営費	850,000	832,864	エフォーム等消耗品 406,492 実費弁償 136,400 印刷・コピー 119,775 事務用品 77,942 等
備品購入費	300,000	487,678	
調査費	200,000	16,178	
保険料	100,000	0	
積立金	—	50,000	備品償却手当
繰越金	—	28,592	
合 計	1,450,000	1,415,312	

別紙4. 平成27年度協議会会計決算監査及び業務監査報告書

平成27年度協議会会計決算監査及び業務監査結果について（報告）

1. 監査実施日

平成28年4月12日（火）会計監査及び業務監査 午後1時から
（於）桔梗が丘公民館101会議室

2. 監査の結果

桔梗が丘自治連合協議会規約92条及び93条に基づき、平成27年度の定期監査を行ったので、その結果を下記のとおり報告します。

(1) 協議会会計決算監査

桔梗が丘自治連合協議会会計決算について、会計帳簿等関係書類を確認し、監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

(2) プロジェクト事業に係る特別会計決算監査

桔梗が丘自治連合協議会プロジェクト事業に係る特別会計決算について、会計帳簿等関係書類確認にし、監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

(3) 業務監査

桔梗が丘自治連合協議会の活動については、各委員会及び部会において多義にわたる事業を計画実践し、まちづくりに取り組まれていることを高く評価します。

”ほっとまち構想”に基づく、各プロジェクト事業については、「人の心が織りなす幸せ社会」を目指し、地域の皆さんのボランティアの力で日々取り組まれていることに敬意を表するものであります。しかし、事業の展開拡大によって日常的な監理業務が増大しており、ボランティアの力だけでは限界が生じてきていると感じます。今後、発展拡大させていくには、名張市及び桔梗が丘自治連合協議会からの人的なことを含む一層の支援を望むものであります。

平成28年4月12日

監事 福森 讓

監事 植野 正信

議案第 3 号 平成 27 年度公民館事業報告及び公民館会計決算の承認に関する件

平成 27 年度の公民館事業報告及び公民館会計決算報告を別紙のとおり行います。

なお、平成 28 年 4 月 12 日に監事より公民館会計決算の監査を受け、適正に執行したことの承認を得ています。

別紙 5 平成 27 年度公民館事業報告書

別紙 6 平成 27 年度公民館会計決算書

別紙 7 平成 27 年度末の財産目録及び積立金残高報告書

別紙 8 平成 27 年度公民館会計決算監査及び業務監査報告書

別紙5 平成27年度公民館事業報告書

桔梗が丘公民館・南公民館

学級・教室

(開設数は年間・参加者数は延べ人数)

学級・教室の名称	開設数	参加者数	主たる学習目標・内容
サイエンスメイト “スカラベ”	6回	230名	親子で触れ合いながら、科学工作や遊び等を通して、仲間づくりをする。
ロビー歌声広場	20回	100名	地域住民の交流の場として、懐かしい歌を通じて仲間づくり・健康づくりをはかる
“農”を楽しむ	24回	240名	農業を通じて新しい絆作り。土に触れ作物の収穫の感動を得る
しめ縄づくり	1回	29名	お正月用のしめ縄づくりを学び、自分の手でつくる
パソコン教室	12回	108名	中級者を対象に、より良い文章の作成やオリジナルカレンダーを作成。
シニアクラス❀	8回	320名	地域の高齢者の交流の場として、様々なジャンルの学習を提供する。
料理教室	2回	27名	季節の料理をつくりながら、交流を図って貰う
読書会	10回	6名	課題図書を決め感想を話し合うことで視野を広げる目的で始めたがPR不足で参加者が少なかった。
漢字学入門	11回	270名	漢字の成り立ち等を学びながら、交流を図る。
暮らしとお金の入門	3回	104名	教養としての「お金」を学び、年金や相続などのマネープランを分かり易く学習する。
マイナンバー制度	1回	38名	平成28年から始まるマイナンバー制度について、基礎知識を学ぶ。

講座

(参加者数は延べ人数)

講座の名称	開催数	参加者数	主たる内容
桔梗が丘 公開連続講座 行ってみよう！ ミュージアム	3回	383名	1. 6/27 講師 岩田茂樹氏「仏像の見方とその魅力」奈良国立博物館の展示を通じて 7/29 バスツアー：奈良国立博物館及び奈良公園周辺 2. 7/25 講師 島田正吾氏「昆虫の世界を見てみよう」ミツバチの不思議な世界 8/26 バスツアー：橿原昆虫館と橿原考古学研究所附属博物館 3. 9/26 講師 宇河雅之氏「三重の持つ多様性の力」三重の地域のくらしと文化 10/28 バスツアー：三重総合博物館と斎宮歴史博物館

行事

(参加者数は延べ人数)

行事の名称	開催数	参加者数	主たる内容
ロビーコンサート	2回	80名	色々なジャンルの方のコンサートを開催。 桔梗ハーモニカ愛好会、女声アンサンブル Soave。
プチコンサート	1回	300名	市内の高校、中学校の音楽関係クラブの演奏会。
映画鑑賞会	4回	300名	大人から子どもまで楽しめる映画鑑賞会。
第31回公民館展	10/24 10/25	3,000名	作品展示、舞台発表、こころの思い発表会及び演奏会 ワークショップ、バザー、喫茶・軽食

別紙6 平成27年度公民館会計決算書

平成27年度公民館会計決算書

平成27年4月1日～平成28年3月31日
(単位：円)

収入の部

項	目	予算額	決算額	比較	備考
1	指定管理料	11,047,320	11,047,320	0	
2	1 公民館使用料	3,200,000	3,278,327	78,327	
	2 コピー使用料	800,000	996,205	196,205	
	小計	4,000,000	4,274,532	274,532	
3	その他収入 雑収入	54,000	78,521	24,521	自販機電気代、ゴミ袋販売手数料等
	小計	15,101,320	15,400,373	299,053	
4	繰越金 前期繰越金	868,375	868,375	0	
	合計	15,969,695	16,268,748	299,053	

支出の部

(単位：円)

項	目	予算額	決算額	比較	備考
1	1 消耗品費	500,000	521,978	21,978	事務用消耗品、雑品等
	2 燃料費	10,000	0	△ 10,000	
	3 光熱水費	3,500,000	3,174,704	△ 325,296	
	4 修繕料	400,000	461,664	61,664	
	5 電話料	100,000	70,889	△ 29,111	
	6 委託手数料	2,400,000	2,440,316	40,316	エレベーター点検等保守、夜間・清掃業務
	7 備品購入費	600,000	282,244	△ 317,756	机・いす等
	8 使用料及び賃借	950,000	870,151	△ 79,849	コピー機・印刷機
	9 車両費	170,000	133,853	△ 36,147	ガソリン・自動車保険
		小計	8,630,000	7,935,799	△ 694,201
2	1 報償費	600,000	260,000	△ 340,000	主催講座・教室の講師料
	2 旅費	20,000	5,980	△ 14,020	
	3 印刷製本費	100,000	104,141	4,141	公民館情報誌用インク及び用紙
	4 郵便料	90,000	50,760	△ 39,240	
	5 事業費	600,000	423,870	△ 176,130	主催講座・教室、公民館展
	6 雑費	30,000	12,000	△ 18,000	自動車税
		小計	1,440,000	856,751	△ 583,249
3	負担金 人件費負担金	4,700,000	4,700,000	0	公民館人件費負担金
4	1 車両購入	100,000	300,000	200,000	
	2 周年事業		300,000	300,000	
	小計	100,000	600,000		
5	消費税	540,000	684,000	144,000	
6	予備費	559,695	0	0	
	小計	15,969,695	14,776,550	△ 1,193,145	
	次期繰越金	0	1,492,198	1,492,198	
	合計	15,969,695	16,268,748	299,053	

※ 項1. 管理費の1.消耗品費 4.修繕料 6.委託手数料 の合計 123,958円 の不足額については同項の7. 備品購入費より、項2. 運営費の印刷製本費の不足額 4,141円については同項5. 事業費より、項4. 積立金の1.車両購入、2.周年事業の合計 500,000円の不足額については項6.予備費より、項5.消費税 144,000円の不足額については項2. 1報償費より流用した。これらの流用は「会計処理規定第20条」に基づくものであります。

別紙7 平成27年度末の財産目録及び積立金残高報告書

(平成28年3月31日現在)

1. 財産目録

(単位：円)

資 産 の 部		負債及び正味資産の部	
現 金	24,157	未払金(*)	1,478,179
預 金	2,946,220	正味資産	1,492,198
合 計	2,970,377	合 計	2,970,377

*未払金の内訳

① 消費税	684,000
② 積立金	600,000
③ 公民館ギャラリー補修	92,988
④ 南公民館法面草刈	101,191

2. 平成27年度末の積立金残高 (=普通預金残高)

(単位：円)

		周年事業積立金	設備・備品購入積立金	車両購入積立金
		(普通預金)	(普通預金)	(普通預金)
繰 越 金		374,454	800,244	200,065
増 加	積立	300,000	—	300,000
	利息	64	134	34
	計	300,064	134	300,034
減 少		—	—	—
残 高		674,518	800,378	500,099

周年事業積立金並びに車両購入積立金の増加額(各300,000円)については期末時点で未入金である。

別紙8 平成27年度公民館会計決算監査及び業務監査報告書

平成27年度公民館会計決算監査及び業務監査結果について（報告）

1. 監査実施日

平成28年4月12日（火）会計監査及び業務監査 午後1時から
（於）桔梗が丘公民館101会議室

2. 監査の結果

桔梗が丘自治連合協議会規約92条及び93条に基づき、平成27年度の定期監査を行ったので、その結果を下記のとおり報告します。

(1) 公民館会計決算監査

公民館会計決算について、会計帳簿等関係書類を確認し、監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

(2) 業務監査

平成28年度からは、桔梗が丘市民センターとなり、今まで以上に利用が拡大するものと考えます。適切な施設管理に向けて、関係者の皆さんの一層のご努力を願うものであります。

そこで、積立金についてであります。設備・備品購入積立金、車両購入積立金について、それぞれ決算のとおり積立られております。しかし、設備・備品の老朽化は随所に見受けられます。また、車両についても耐用年数を考えなければなりません。今後の更新等に向けて一層の財源確保を求めるものであります。また、名張市におかれては、設備・備品の更新について指定管理者への一層の支援を望むものであります。

平成28年4月12日

監事 福森 讓

監事 植野 正信

議案第4号 桔梗が丘自治連合協議会規約一部改定の承認及び公民館管理運営規程一部改定の報告に関する件

市民センターへの移行に関する桔梗が丘自治連合協議会規約の改定

現行規約	改定規約案
<p>(事務所)</p> <p>第2条 協議会は、事務所を桔梗が丘公民館内に置く。</p> <p>名張市桔梗が丘6番町1街区131番地の4</p>	<p>(事務所)</p> <p>第2条 協議会は、事務所を桔梗が丘市民センター内に置く。</p> <p>名張市桔梗が丘6番町1街区131番地の4</p>
<p>(会 員)</p> <p>第7条 協議会の会員は、桔梗が丘地区に居住する住民及び団体、並びに桔梗が丘地区で事業活動する事業所で構成する。</p> <p>2 前項で規定する団体は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 桔梗が丘地区自治会又は区</p> <p>(2) 桔梗が丘地区婦人会</p> <p>(3) 桔梗が丘地区高齢者の会</p> <p>(4) 桔梗が丘地区子ども会育成会</p> <p>(5) 桔梗が丘地区保育所、幼稚園及び保護者会</p> <p>(6) 桔梗が丘地区小学校、中学校、高等学校、並びにPTA</p> <p>(7) 桔梗が丘地区民生委員、児童委員協議会</p> <p>(8) 桔梗が丘商店会</p> <p>3 桔梗が丘地区公民館自主サークルクラブ、各種ボランティア団体その他任意団体、並びに協議会の趣旨に賛同し、積極的に活動に参加する団体又は事業所は、理事会の承認を得て第1項の構成団体又は事業所とすることができる。</p>	<p>(会 員)</p> <p>第7条 (同文)</p> <p>2 (同文)</p> <p>3 桔梗が丘地区市民センター自主サークルクラブ、各種ボランティア団体その他任意団体、並びに協議会の趣旨に賛同し、積極的に活動に参加する団体又は事業所は、理事会の承認を得て第1項の構成団体又は事業所とすることができる。</p>
<p>(理 事)</p> <p>第27条 理事は、次の各号に掲げる者を充て総会の承認を得て就任する。</p> <p>(1) 自治連合会代表幹事及び4ブロック選出の幹事</p> <p>(2) 総務委員会委員長</p> <p>(3) 企画運営委員会委員長</p> <p>(4) 広報委員会委員長</p>	<p>(理 事)</p> <p>第27条 理事は、次の各号に掲げる者を充て総会の承認を得て就任する。</p> <p>(1) 自治連合会代表幹事及び4ブロック選出の幹事</p> <p>(2) 総務委員会委員長</p> <p>(3) 企画運営委員会委員長</p> <p>(4) 広報委員会委員長</p>

<p>(5) 事業部会部会長 (6) 桔梗が丘公民館長 (7) 事務局長、事務局次長。</p>	<p>(5) 事業部会部会長 (6) 桔梗が丘市民センター長 (7) 事務局長、事務局次長。</p>
<p>(施設) 第73条 協議会が指定管理者制度により管理運営する施設は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 桔梗が丘公民館 (2) 桔梗が丘南公民館 2 協議会は、指定管理者としての責務を果たすため、公民館運営審議会及び公民館運営委員会を置く。 3 公民館の管理運営に関する事項は、公民館管理運営規程に定める。</p>	<p>(施設) 第73条 協議会が指定管理者制度により管理運営する施設は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 桔梗が丘市民センター (2) 桔梗が丘南市民センター 2 協議会は、指定管理者としての責務を果たすため、市民センター運営審議会及び市民センター運営委員会を置く。 3 市民センターの管理運営に関する事項は、市民センター管理運営規程に定める。</p>
<p>(職務) 第77条 事務局職員の職務は、次の各号に掲げる事項とする。 (1) 協議会の運営に関する事項 (2) 公民館の管理運営に関する事項 (3) 協議会の事業及び公民館活動を円滑に遂行するための業務に関する事項 (4) 総会、理事会、連合会及び委員会の会議に関する事項 (5) 名張市との連絡調整に関する事項 (6) 構成団体との連絡調整に関する事項 (7) その他、会長及び館長が必要と認める事項 2 事務局長及び事務局次長は、会長及び公民館長の職務命令により、業務を遂行する。 3 事務局職員は、事務局長及び事務局次長の職務命令により、業務を遂行する。</p>	<p>(職務) 第77条 事務局職員の職務は、次の各号に掲げる事項とする。 (1) 協議会の運営に関する事項 (2) 市民センターの管理運営に関する事項 (3) 協議会の事業及び市民センター活動を円滑に遂行するための業務に関する事項 (4) 総会、理事会、連合会及び委員会の会議に関する事項 (5) 名張市との連絡調整に関する事項 (6) 構成団体との連絡調整に関する事項 (7) その他、会長及び市民センター長が必要と認める事項 2 事務局長及び事務局次長は、会長及び市民センター長の職務命令により、業務を遂行する。 3 (同文)</p>
<p>(会計) 第78条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。 2 協議会の会計は、協議会会計及び公民館会計、並びに特別に設置を必要とする場合の特別会計とする。</p>	<p>(会計) 第78条 (同文) 2 協議会の会計は、協議会会計及び市民センター会計、並びに特別に設置を必要とする場合の特別会計とする。</p>
<p>(出納) 第85条 協議会及び公民館の出納事務は、会計処理規程に基づき事務局長及び事務局次長の</p>	<p>(出納) 第85条 協議会及び市民センターの出納事務は、会計処理規程に基づき事務局長及び事務局次</p>

<p>権限と責任において行う。</p> <p>2 事務局長は、毎年9月30日現在の予算の執行状況を理事会に報告するものとする。</p> <p>3 金銭出納処理及び関係書類の保存に関する事項は会計処理規程に定める。</p>	<p>長の権限と責任において行う。</p> <p>2 (同文)</p> <p>3 (同文)</p>
<p>附 則</p> <p>この規約は、平成22年5月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p> <p>この改定規約は、平成26年5月17日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規約は、平成22年5月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p> <p>この改定規約は、平成26年5月17日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p> <p>この改定規約は、平成28年5月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</p>

市民センターへの移行に関する公民館管理運営規程の改定

現行規程	改定規程案
<p style="text-align: center;">公民館管理運営規程</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、桔梗が丘自治連合協議会規約（以下「規約」という。）第7章の規定に基づき、桔梗が丘自治連合協議会（以下「協議会」という。）が、名張市の指定管理者制度により行う公民館の管理運営について、必要な事項を定める。</p> <p>(対象施設)</p> <p>第2条 公民館とは、桔梗が丘公民館及び桔梗が丘南公民館をいう。</p>	<p style="text-align: center;">市民センター管理運営規程</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、桔梗が丘自治連合協議会規約（以下「規約」という。）第7章の規定に基づき、桔梗が丘自治連合協議会（以下「協議会」という。）が、名張市の指定管理者制度により行う市民センターの管理運営について、必要な事項を定める。</p> <p>(対象施設)</p> <p>第2条 市民センターとは、桔梗が丘市民センター及び桔梗が丘南市民センターをいう。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 管理運営</p> <p>(管理運営)</p> <p>第3条 公民館の管理運営は、社会教育法等の関係法令及び名張市公民館条例等並びに公民館指定管理者協定書等に基づき、善良なる管理者の注意をもって行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 管理運営</p> <p>(管理運営)</p> <p>第3条 市民センターの管理運営は、社会教育法等の関係法令及び名張市市民センター条例等並びに市民センター指定管理者協定書等に基づき、善良なる管理者の注意をもって行うものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 公民館館長</p> <p>(館長の選出)</p> <p>第4条 公民館館長（以下「館長」という。）は、桔梗が丘地区の住民で、社会教育及び公民館の運営に理解があり、事業に熱意のあることを条件に、公募及び推薦による応募者から、次条に規定する公民館館長選考委員会（以下「選考委員会」という。）で、館長候補者1名を決定する。</p> <p>2 前項の館長候補者は、理事会の承認を得て、協議会の会長が、館長に任命する。</p> <p>(選考委員会)</p> <p>第5条 館長を選出する場合は、その都度、選考委員会を設置しなければならない。</p> <p>2 選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）の定数は、7名以内とし、協議会の会長が委員長となる。</p> <p>3 選考委員は、公民館運営審議会委員及び公民</p>	<p style="text-align: center;">第3章 市民センター長</p> <p>(市民センター長の選出)</p> <p>第4条 市民センター長（以下「センター長」という。）は、桔梗が丘地区の住民で、社会教育及び市民センターの運営に理解があり、事業に熱意のあることを条件に、公募及び推薦による応募者から、次条に規定するセンター長選考委員会（以下「選考委員会」という。）で、センター長候補者1名を決定する。</p> <p>2 前項のセンター長候補者は、理事会の承認を得て、協議会の会長が、センター長に任命する。</p> <p>(選考委員会)</p> <p>第5条 センター長を選出する場合は、その都度、選考委員会を設置しなければならない。</p> <p>2 (同文)</p> <p>3 選考委員は、市民センター運営審議会委員及</p>

<p>館運営委員会委員並びに協議会理事等の中から協議会の会長が委嘱する。</p> <p>4 選考委員の氏名は、理事会に報告しなければならない。</p> <p>5 選考委員会については、別に定める。 (館長の責務)</p> <p>第6条 館長は、社会教育法等の関係法令及び名張市公民館条例等並びに公民館指定管理者協定書等を遵守すると共に、公民館の社会的役割を認識し、地域の文化振興及び生涯学習等の適切な事業を行い、その責務を果たすものとする。</p> <p>(館長の任期)</p> <p>第7条 館長の任期は、1期3年とし、再任を妨げない。ただし、任期の限度は、原則2期とする。 (館長の勤務)</p> <p>第8条 館長は、半日単位で週3日の勤務とする。 (館長の職務)</p> <p>第9条 館長は、指定管理者制度の本旨に従い、公民館の施設管理及び業務全般を統括するものとする。 (館長の報酬)</p> <p>第10条 館長の報酬は、理事会で定める。 (館長の解任)</p> <p>第11条 館長として不適格と判断される状況が生じた場合は、協議会の会長は、公民館運営審議会に諮問するものとする。</p> <p>2 協議会の会長は、公民館運営審議会の答申に基づき、理事会の承認を得て、館長を解任する事ができる。</p> <p>3 前項の場合、公民館運営審議会及び理事会において、館長に弁明の機会を与えなければならない。</p>	<p>び市民センター運営委員会委員並びに協議会理事等の中から協議会の会長が委嘱する。</p> <p>4 (同文)</p> <p>5 削 除 (センター長の責務)</p> <p>第6条 センター長は、社会教育法等の関係法令及び名張市市民センター条例等並びに市民センター指定管理者協定書等を遵守すると共に、市民センターの社会的役割を認識し、地域の文化振興及び生涯学習等の適切な事業を行い、その責務を果たすものとする。 (センター長の任期)</p> <p>第7条 センター長の任期は、1期3年とし、再任を妨げない。ただし、任期の限度は、原則2期とする。 (センター長の勤務)</p> <p>第8条 センター長は、半日単位で週3日の勤務とする。 (センター長の職務)</p> <p>第9条 センター長は、指定管理者制度の本旨に従い、市民センターの施設管理及び業務全般を統括するものとする。 (センター長の報酬)</p> <p>第10条 センター長の報酬は、理事会で定める。 (センター長の解任)</p> <p>第11条 センター長として不適格と判断される状況が生じた場合は、協議会の会長は、市民センター運営審議会に諮問するものとする。</p> <p>2 協議会の会長は、市民センター運営審議会の答申に基づき、理事会の承認を得て、センター長を解任する事ができる。</p> <p>3 前項の場合、市民センター運営審議会及び理事会において、センター長に弁明の機会を与えなければならない。</p>
<p>第4章 公民館運営審議会 (目的)</p> <p>第12条 公民館運営審議会(以下「審議会」という。)は、公民館がその社会的役割を果たすため、公民館の運営方針等その基本的事項及び</p>	<p>第4章 市民センター運営審議会 (目的)</p> <p>第12条 市民センター運営審議会(以下「審議会」という。)は、別に定める「市民センター運営審議会規則」に従い、市民センターがその</p>

<p>協議会と公民館との連携活動について審議し、協議会と館長及び職員が、認識を共有することを目的とする。</p> <p>2 審議会は、必要に応じ、その審議の内容を、理事会に報告するものとする。 (委員の委嘱)</p> <p>第 13 条 審議会委員の定数は、10名以内とし協議会の会長が委嘱する。 (委員の任期)</p> <p>第 14 条 審議会委員の任期については、規約第 12 条を準用する。</p> <p>2 委員の再任は、妨げない。 (審議会の会長)</p> <p>第 15 条 審議会の会長は、協議会の会長をもって充てる。 (審議会の招集)</p> <p>第 16 条 審議会は、審議会の会長が招集し、その議長となる。</p>	<p>社会的役割を果たすため、市民センターの運営方針等その基本的事項及び協議会と市民センターとの連携活動について審議し、協議会とセンター長及び職員が、認識を共有することを目的とする。</p> <p>2 (同文)</p> <p>第 13 条 以下削除</p>
<p>第 5 章 公民館運営委員会 (目的)</p> <p>第 17 条 公民館運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、公民館の運営の適正を期するため、具体的な運営内容等について、別に定める「公民館運営委員会規則」により、館長の諮問に答申する他、意見を具申し又は建議することができる。</p> <p>2 館長は、前項の答申及び意見は、これを尊重しなければならない。 (委員の委嘱)</p> <p>第 18 条 委員の定数は、20名以内とし、館長が委嘱する。</p> <p>2 委員の構成は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 地域内に設置された保育園、幼稚園、小学校、中学校の代表者 1 名（輪番制）</p> <p>(2) 桔梗が丘自治連合協議会から若干名</p> <p>(3) 公民館サークル参加者の中から若干名</p> <p>(4) 公民館事務局代表</p>	<p>第 5 章 市民センター運営委員会 (目的)</p> <p>第 17 条 市民センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、市民センターの運営の適正を期するため、具体的な運営内容等について、センター長の諮問に答申する他、意見を具申し又は建議することができる。</p> <p>2 センター長は、前項の答申及び意見は、これを尊重しなければならない。 (委員の委嘱)</p> <p>第 18 条 委員の定数は、20名以内とし、センター長が委嘱する。</p> <p>2 委員の構成は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 地域内に設置された保育園、幼稚園、小学校、中学校の代表者 1 名（輪番制）</p> <p>(2) 桔梗が丘自治連合協議会から若干名</p> <p>(3) 市民センターサークル参加者の中から若干名</p>

<p>(5) 学識経験者の中から若干名 (6) その他館長が必要と認める者</p> <p>3 運営委員会は、次の役員を置くことができる。</p> <p>(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 2名 (3) 書記 1名</p> <p>4 運営委員会の役員は、委員の互選により選出する。</p> <p>(招集)</p> <p>第20条 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。</p>	<p>(4) 市民センター事務局代表 (5) 学識経験者の中から若干名 (6) その他センター長が必要と認める者</p> <p>3 (同文)</p> <p>4 (同文)</p> <p>(運営委員会の会議)</p> <p>第20条 運営委員会は、必要に応じ、委員長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 運営委員会は、委員の過半数の出席により成立する。</p> <p>3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 雑則</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第21条 協議会の会長は、この規程を改正又は廃止しようとする場合は、事前に館長と協議するものとする。</p> <p>2 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成21年11月14日より施行する。 この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。 この改定規程は、平成23年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 雑則</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第21条 協議会の会長は、この規程を改正又は廃止しようとする場合は、事前にセンター長と協議するものとする。</p> <p>2 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成21年11月14日より施行する。 この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。 この改定規程は、平成23年4月1日から施行する。 この改定規程は、平成28年4月1日から施行する。</p>

議案第5号 桔梗が丘自治連合協議会会長等及び理事・監事の承認に関する件

候補者名簿

	役職名	氏 名	備 考
1	会長	辻森 保蔵	自治連合会代表幹事
2	副会長	大垣 孝彦	総務委員長
3	副会長	上田 博	自治連合会副代表幹事 自治連合会第3ブロック幹事
4	理 事	河合 進	自治連合会第1ブロック幹事
5	〃	杉中 清哉	自治連合会第2ブロック幹事
6	〃	吉村 末好	自治連合会第4ブロック幹事
7	〃	阪本 忠士	企画運営委員長
8	〃	北森 義次	広報委員長
9	〃	西宮 剛志	健康推進部会長
10	〃	廣岡 貞之	住民交流部会長
11	〃	竹原 啓子	教育文化部会長
12	〃	武仲 元男	生活安全部会長
13	〃	加納 康嗣	快適環境部会長
14	〃	上島 芳子	地域福祉部会長
15	〃	木村 好信	桔梗が丘市民センター長・ 桔梗が丘南市民センター長
16	〃	廣岡 登喜子	事務局長
17	〃	松岡 雅啓	事務局次長
18	監 事	福森 譲	
19	〃	植野 正信	

議案第6号 平成28年度事業計画（案）及び協議会会計予算（案）の承認に関する件

平成28年度事業計画（案）及び協議会会計予算（案）を別紙のとおり定めます。

桔梗が丘自治連合協議会は、各委員会及び事業部会が計画した活動に加えて、“ほっとまち”プロジェクト事業として、1. ほっとまち茶房ききょう事業・2. 子どもたちと地域の絆づくり事業・3. みどり環境整備保全事業・4. ききょう農楽園事業・5. 桔梗が丘お助けセンター事業を行っており、「人の心が織りなす幸せ社会“ほっとまち”桔梗が丘」の実現を目指して、地域住民の皆さんの一人でも多くの方の参画を得て、まちづくりの活動強化に努めます。

別紙9. 平成28年度委員会・部会の事業計画書（案）

別紙10. 平成28年度協議会会計予算書（案）

別紙9 平成28年度委員会・部会事業計画書(案)

総務委員会

平成28年度事業計画の内容	予算額の明細
1. 総務、理事会、自治連合会等の会議の円滑な運営を目指す。	予算の計上無し
2. 規約、規則、規定等の制定又は改正により、協議会運営の充実化と円滑化を図り、今後の協議会のあるべき方向性や問題点を検討する。	予算の計上無し
3. 協議会財務内容を点検し、財務方針の明確化を目指す。	予算の計上無し
4. 指定管理者として、協議会事業と市民センター事業との協働を図り、相互の事業の充実化を目指す。	予算の計上無し
5. 協議会事業の成果を高めるための後方支援として、次の事業を実施する。	
(ア) 協議会活動充実のための講演会 年1回実施	予算額 108,100円 (内訳) 講師謝礼 50,000円 資料代(コピー代) 50円×50人 2,500円 開催案内10円×560部 5,600円 交通費等 50,000円
(イ) 他地域との交流を深め協議会活動充実のための研修	全体予算の「研修費」で支出予定 (100,000円) (内訳) 交通費 (70,000円) 昼食代 (20,000円) 雑費 (10,000円)
(ウ) 市民センター祭(仮称)の共催	予算額 50,000円 総務委員会事業費予算額 <u>158,100円</u>
6. 協議会全体の関係予算	
1) 費用弁償費	予算額 300,000円
2) 会議費	予算額 300,000円
3) 研修費(協議会の委員会・部会での実施分)	予算額 200,000円
4) 防犯防災費(名張市消防団蔵持分団桔梗が丘班)	予算額 200,000円
5) 備品購入費	予算額 300,000円
6) 事務費(コピー、事務経費)	予算額 500,000円
7) 車両費	予算額 250,000円
8) ビジョン新規事業用費用	予算額 600,000円
9) 雑費	予算額 50,000円
	協議会全体の関係予算額 <u>2,700,000円</u>
桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める	予算額合計 <u>2,858,100円</u>

平成28年度事業計画の内容	予 算 額 の 明 細
<p>1. 地域ビジョン推進及び、支援</p> <p>(1) プロジェクト事業支援推進、及び事業間の共同、提携事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい茶房の事業 ・子どもたちと地域の絆づくり事業の推進 ・みどり環境整備保全事業（桔梗が丘みどりの会） ・お助けセンター事業推進 <ul style="list-style-type: none"> 家事支援、配食サービス、外出支援サービス ・ききょう農楽園事業 <p>各事業のPR、コミュニケーション、調整 事業助成,</p> <p>2. “地域” フェアの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会、部会、プロジェクト事業、自治連合合同で、桔梗が丘自治連合協議会活動の内容を住民にアピールする。自由参加のフェアを開催する。 活動展示、イベント、バザー等、 ・日時：11月13日（日曜日） ・会場：桔梗が丘市民センター 講堂 ・それぞれ、ブースを設けて、活動内容を披露し、人材、メンバー募集も兼ねる。 ・ポスター 全地区に掲示、各戸配布 ・各事業パンフ、配布資料作成費用等 <p>3 各部会事業への支援活動等</p> <p>桔梗が丘“ほっとまち” 構想と協調して事業を進める。</p>	<p>予算額 <u>150,000円</u></p>

広 報 委 員 会

平成28年度事業計画の内容	予 算 額 の 明 細
<p>1. 広報活動の理念と役割 桔梗が丘自治連合協議会の活動・情報・告知を地域住民に伝え、桔梗が丘の発展の橋渡しを担う</p> <p>2. 桔梗通信の定期的記事</p> <p>① 平成31年開校の「桔梗学園」に関する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政の動きを、絶え間なく報道 ・地域の真実の声を伝え、行政の答えを報道 ・現場での検証をした事実の報道 <p>② 空き家問題など、桔梗が丘に即した話題の報道</p> <p>③ 発行回数の改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在：年間6回の発行 ・改訂：5月～10月→毎月発行 6回 12月～4月→隔月発行 3回 計9回 <p>④ 紙面のサイズ・体裁を改訂 発行数の増によりコスト、情報量から紙面のサイズを変更する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在：B4版 表と裏2件 モノクロ印刷 ・改訂：A4版 表と裏2件 モノクロ印刷 ・カラー印刷を廃止する <p>⑤ 編集基本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイトルだけの拾い読みをされない紙面の構成 ・見出しの工夫 ・用字・用語は、共同通信社の記者ハンドブックに従う。難解な熟語には註を付記する <p>⑥ 自治連合協議会の行事・活動カレンダーを告知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会全体行事 ・プロジェクト別行事 ・市民センターの一般参加の行事 ・単地区行事（連絡分） <p>3. ホームページの見直し ホームページを利用している住民は少ないのが現実であるが、来訪する他市の自治会は議事録の詳細を熟知して質問している。全国が相手の、桔梗が丘自治連合協議会の顔といえる。改善に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ホームページで簡単検索できる表示の改善 ② 桔梗通信は貼り付けで。写真を改善 <p>桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。</p>	<p>予算額 403,200円</p> <p>平成27年度 327,000円</p> <p>内訳：</p> <p>モノクロ B4 5600枚@9.10 50,960円 50,960×5回 254,800円</p> <p>カラー 72,200×1回 72,200円 年間6回 327,000円</p> <p>平成28年度予算 内訳：A4 5600枚@8.00 44,800円 年間9回 403,200円</p> <p>前年比較 増 97,440円</p> <p>予算額 36,000円</p> <p>ホームページ管理費 6,000円 システムの更新費 30,000円</p> <p>予算額合計 <u>439,300円</u></p>

健康推進部会

平成28年度事業計画の内容	予算額の明細
<p>1. 敬老の日の行事 (目的) 永年、社会の発展に貢献された区切りを迎えられる高齢者のご苦労と長寿を祝い、高齢者自ら生活向上意欲を高めると共に地域のみんなが高齢者福祉と地域福祉に資することを目的とします。 (内 容) 70歳と88歳の方に長寿記念品を贈呈 実施日 平成28年9月19日</p>	<p>予算額 (繰出金) 700,000円 1) 長寿記念品 350人×2,000円= 700,000円</p>
<p>2. ききょう健康まつり (目的) 地域のみなさまに健康について再認識していただき、又暮らしの中で健康作りを考え実践し、いきいきとした桔梗が丘を目指すことを目的とします。 (内容) 1) 歯医者さんの歯チェック 2) 健康体操 3) 高齢度チェック 4) 骨チェック 5) 名張バリバリ体操 6) スクエアステップ 7) 栄養たっぷり食べ物商品ビンゴ大会、等 場所 桔梗が丘市民センター 実施日 平成28年11月3日(木)</p>	<p>予算額 (事業費) 170,000円 1) 健康体操等の講師料 30,000円 2) 応援者・スタッフ昼食代 40,000円 4) ビンゴ大会景品 60,000円 5) 用紙、雑品、事務用品 30,000円 6) 諸雑費 10,000円</p>
<p>3. ニュースポーツ世代間交流大会 (目的) スポーツを通じ地域の交流の輪を広げ明るく活力のある地域社会を推進する。又、親子や住民間の親睦及び絆作りを推進する。 (内容) 1) グラウンドゴルフ 2) クロリティー 3) ストラック・アウト 場所 桔梗が丘小学校 実施日 平成29年3月25日(土)</p>	<p>予算額 (事業費) 100,000円 1) 景品 35,000円 2) 用具賃貸 10,000円 3) 指導・運営謝礼 40,000円 4) 諸雑費 15,000円</p>
<p>4. 体操会との協働事業 (目的) 桔梗が丘の各地域で行われている体操会の継続・発展を図る協働事業、及び夏休み小学生児童の参加を促すための皆勤賞・参加賞等への補助事業 実施日 4月1日から翌年3月31日</p>	<p>予算額 (事業費) 100,000円 1) 夏休み小学生児童の皆勤賞、参加賞などの景品等費用の補助</p>
<p>5. ききょう健康講座 (目的) 生活習慣病の予防や暮らしの中でみんなが健康について考え実践していくことをテーマに「ききょう健康講座」を開催して地域の皆様に健康啓発を促していく。</p>	<p>予算額 (事業費) 320,000円</p>

<p>(内容)</p> <p>1) ベルフラワー教室 (まちの保健室の協力で実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> * メタボリックシンドローム予防教室 * 保健師・歯科衛生士に検診・指導 * 講師による筋力アップ体操 * 健康相談などを行う <p>場 所 桔梗が丘南市民センター</p> <p>実施日 1部は4月～9月、月2回合計12回 2部は10月～3月、月2回合計12回</p> <p>2) 楽しい健康づくり講座</p> <ul style="list-style-type: none"> * 健康に関する講演を行う <p>場 所 桔梗が丘市民センター</p> <p>実施日 平成28年11月予定</p> <p>3) 健康体操 (リズム体操) を実施する</p> <p>場 所 桔梗が丘市民センター</p> <p>年5回 (7月、9月、11月、1月、3月) 実施する</p> <p>4) ウォーキング</p> <p>場 所 赤目ハイキングコース</p> <p>実施日 平成28年5月 実施</p> <p>5) 生活習慣病予防料理講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ※生活習慣病を予防する料理の知識・実技講習 <p>場 所 桔梗が丘市民センター</p> <p>実施日 6月・9月・2月 年3回実施する</p> <p>6) スクエアステップ</p> <p>昨年まで社協が主催で開催していたが、指導員の養成も進み、その協力をもとに独自に健康推進室が主催で実施する (初級・中級)</p> <p>前期 (4月～9月) 2回/月×6 = 12回 後期 (10月～3月) 2回/月×6 = 12回</p> <p>場所は桔梗が丘市民センター・南市民センター交互</p> <p>7) 広報紙を発行する (回覧)。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 健康に関する情報を記載、月1回発行する <p>6. 市の集団がん検診を桔梗が丘で実施する (肺がん、大腸がん、胃がん、乳がんマンモグラフィ、子宮がん)</p> <p>場 所 桔梗が丘小学校</p> <p>実施日 平成28年11月5日</p> <p>桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。</p>	<p>1) ベルフラワー教室</p> <p>講師料 120,000 円</p> <p>2) 楽しい健康づくり講座 20,000 円</p> <p>内訳</p> <p>講師謝礼他 10,000 円</p> <p>諸経費 (昼食代等) 10,000 円</p> <p>3) 健康体操 (リズム体操) 50,000 円</p> <p>内訳</p> <p>講師料 30,000 円</p> <p>諸雑費 20,000 円</p> <p>4) ウォーキング 60,000 円</p> <p>内訳</p> <p>参加賞 10,000 円</p> <p>参加者の交通費等 40,000 円</p> <p>予備費 10,000 円</p> <p>5) 生活習慣病予防料理講座 30,000 円</p> <p>6) スクエアステップ</p> <p>外部指導員謝礼他 40,000 円</p> <p>7) 広報紙</p> <p>取材費・雑費 10,000 円</p> <p>8) 諸雑費 20,000 円</p> <p>予算額 (事業費) 10,000 円</p> <p>諸経費 (昼食代、その他) 10,000 円</p> <p>予算額合計 1,400,000 円</p>
---	---

住 民 交 流 部 会

平成28年度事業計画の内容	予算額の明細
<p>1. 桔梗が丘夏まつり 子どもから大人まで地域住民が楽しみ、親睦を深める夏祭りを行う。 (期待する効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の方々が模擬店や盆踊りに中心となって参加することにより、地域住民同士また祭りに来てくれる人たちとの交流をはかる。 ・高齢者の方々にも“ほっと”出来る場所を提供し、地域の人たちが、子どもからお年寄りまで気軽に楽しく参加してもらえる祭にする。 ・他地域の人々に桔梗が丘の住民交流の様子を発信する。 <p>○ 実施予定日 平成28年8月20日(土)</p> <p>○ 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 模擬店・フリーマーケット ② 盆踊り ③ 吹奏楽の演奏会 ④ アトラクション ⑤ 模擬店利用券の配付(200円) 	<p>予算額 1,450,000円 (収入)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 繰出し金 750,000円 2) 協賛金 700,000円 <p>(支出)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 事務経費 120,000円 2) 食料費 100,000円 3) 舞台照明費 350,000円 4) イベント費 30,000円 5) チラシデザイン費 35,000円 6) 広報費 65,000円 7) 警備費 150,000円 8) シャトルバス 120,000円 9) 縁日費 480,000円
<p>2. ハッピーニューイヤーききょうフェスタ 新年を祝う行事として位置付け、桔梗が丘住民相互の親睦をはかり、住民参加・住民自身でまちづくりを推進していこうとする意識を高める。 (期待する効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正月をテーマにした行事に参加することにより、伝統的な行事を子どもたちが体験する。 ・子どもたちや近隣の人々が参加することにより地域住民同士の交流をはかり、共に住みよい地域づくりに参加していこうとする意識を持つ。 <p>○ 実施予定日 平成29年1月8日(日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ワークショップ ② 子ども向けイベント ③ お菓子屋台村 ④ 赤飯等の振る舞い <p>○ 実施予定日 平成29年1月22日(日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ どんど行事(桔梗が丘どんど実行委員会の協力) <p>桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。</p>	<p>予算額 270,000円 (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) ワークショップ 30,000円 2) 子ども向けイベント費 30,000円 3) 振る舞い費 45,000円 4) お菓子屋台村費 60,000円 5) どんど行事費 105,000円 <p>予算額合計 1,720,000円 ※協賛金を除く</p>

教育文化部会

平成28年度事業計画の内容	予算額の明細
<p>1 桔' ずセミナー (第12回)</p> <p>地域子ども達が大人と共に学びながら触れ合うことを目的として開催。</p> <p>1) 夏5講座4回開催：料理・科学・囲碁・手芸・よさこいソーラン</p> <p>2) ききょう夏祭りに参加：よさこいソーラン</p> <p>3) 冬3講座開催：料理・科学・手芸</p> <p>4) ききょうニューイヤーフェスタに協力：科学あそび</p>	<p>予算額 310,000円</p> <p>講師お礼 65,000円</p> <p>講座補助 140,000円</p> <p>反省会費 30,000円</p> <p>事務費 20,000円</p> <p>ボランティア交通費 35,000円</p> <p>予備費 10,000円</p> <p>年間会議費 10,000円</p>
<p>2 青少年が語る「こころの思い発表会」(第20回)</p> <p>現代の子どものこころの思いを、作文発表を通じて地域の大人に理解していただく。</p> <p>1) 実施日：桔梗が丘市民センター祭(仮称)開催日</p> <p>2) 発表者：桔梗内小・中学校各3人 計15人</p> <p>3) 演奏者：桔梗が丘中学校音楽部 北中ウインドアンサンブル</p> <p>4) 要約筆記</p> <p>5) 冊子配布</p>	<p>予算額 200,000円</p> <p>参加賞 35,000円</p> <p>音楽部に関する経費 72,000円</p> <p>冊子・プログラム 25,000円</p> <p>要約筆記 25,000円</p> <p>その他(反省会費含む) 13,000円</p> <p>20周年記念事業代 30,000円</p>
<p>3 ふるさと歴史ハイキング(第20回)</p> <p>地域の大人と子どもが交流を図りながら、地域の歴史を学びふるさとを愛するところを育てる。</p> <p>1) 実施日：11月12日(土)</p> <p>2) 内容：ふるさとの歴史建造物や遺跡や自然を散策</p>	<p>予算額 60,000円</p> <p>交通費補助 20,000円</p> <p>見学料金 20,000円</p> <p>20周年記念事業代 20,000円</p>
<p>4 私の1冊文庫</p> <p>1) 桔梗が丘サロンに於いて運営する。毎週月曜日に開催しボランティアによる本の読み聞かせ事業。</p> <p>2) 「絵本とみんなとあそぼう」 7月19日～24日 市民センターギャラリーにて開催予定</p>	<p>予算額 16,000円 (活動費・運営費)</p>
<p>桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。</p>	<p>予算額合計 <u>586,000円</u></p>

生活安全部会

平成28年度事業計画の内容	予算額の明細
<p>1. 普通救命講習会</p> <p>1) 開催回数 : 年度内2回(10月、3月)</p> <p>2) 開催場所 : 名張市消防庁舎内 2階</p> <p>3) 参加者数 : 1回15人 合計30人 担当者4人</p> <p>4) 講習内容 : ① 止血法 ② 異物除去法 ③ 心肺蘇生法 ④ AED取扱法</p>	<p>予算額 1,000円</p>
<p>2. 防犯パトロールの実施、桔梗が丘防犯パトロール隊</p> <p>1) 青色回転灯パトロール 青色回転灯装着車2台</p> <p>2) 実施要領 : 月4回、1回約1時間 桔梗が丘地区内を3コースに分け、2台の車に隊員6名が分乗して、それぞれのコースを巡回する。 (毎月5日、15日、20日、25日)</p>	<p>予算額 40,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン代 10,200円 ・活動費 28,800円 ・保険料 1,000円
<p>3. 命の笛贈呈</p> <p>1) 平成28年4月、地区内の3小学校の新入児童等に贈呈する。</p>	<p>予算額 15,000円</p>
<p>4. 桔梗が丘自治連合協議会 自主防災隊</p> <p>1) 防災訓練の実施 各地区において、年1回は実施することにより、住民の防災意識の高揚を図る。</p>	
<p>5. 桔梗が丘の危険箇所の解消・改善の取り組みを促進する。</p>	
<p>6. 消火栓ホース格納箱設置 (桔梗が丘4番町、西地区)</p>	<p>予算額 180,000円</p>
<p>7. 消火栓にホースを接続した訓練を実施</p> <p>1) 訓練場所・・・三重県消防学校 訓練施設</p> <p>2) 開催時期・・・年1回、土曜日または日曜日</p> <p>3) 開催条件・・・1回の訓練は、20名程度</p>	<p>予算額 50,000円</p>
<p>桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。</p>	<p>予算額合計 <u>286,000円</u></p>

平成28年度事業計画の内容	予 算 額 の 明 細																																
<p>I 環境を守る活動 地域の環境を守り育てる</p> <p>1. 公園美化運動（みどり環境保全整備事業「桔梗が丘みどりの会」との連携） 桔梗の森公園のクリーン活動を偶数月第1月曜日に実施する。雨天の場合は翌日とする。 （4月、6月、8月、10月、12月、2月 第1月曜日 午前9時—11時）</p> <p>2. 桔梗花いっぱい運動 近隣公園や街区公園にキキョウの花を植栽し、桔梗が丘の里山花景観の復活を図る 内容：①4月にポットに種子を撒き、苗を育てる。発芽し生育すると、公園に移植する。 ②2—3月に苗を購入し公園に移植する。</p> <p>3. 名張クリーン大作戦2016 名張クリーン大作戦に参加するとともに、同作戦の趣旨に賛同して活動する自治会を奨励する。実施：5月15日（日）</p>	<table border="0"> <tr> <td>参加者粗品</td> <td>48,000 円</td> </tr> <tr> <td>ビニールゴミ袋</td> <td>1,500 円</td> </tr> <tr> <td>軍手</td> <td>4,200 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>53,700 円</td> </tr> <tr> <td>桔梗苗</td> <td>13,000 円</td> </tr> <tr> <td>育苗容器（ジフィーポット）角型</td> <td>7,700 円</td> </tr> <tr> <td>たねまき培土</td> <td>5,400 円</td> </tr> <tr> <td>培養土</td> <td>9,000 円</td> </tr> <tr> <td>ポリポット</td> <td>430 円</td> </tr> <tr> <td>苗移植場所表示用目印</td> <td>6,000 円</td> </tr> <tr> <td>同、木製杭</td> <td>8,000 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>49,530 円</td> </tr> <tr> <td>参加者粗品</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>協賛自治会参加者粗品</td> <td>60,000 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>110,000 円</td> </tr> <tr> <td>Iの合計</td> <td>213,230 円</td> </tr> </table>	参加者粗品	48,000 円	ビニールゴミ袋	1,500 円	軍手	4,200 円	合計	53,700 円	桔梗苗	13,000 円	育苗容器（ジフィーポット）角型	7,700 円	たねまき培土	5,400 円	培養土	9,000 円	ポリポット	430 円	苗移植場所表示用目印	6,000 円	同、木製杭	8,000 円	合計	49,530 円	参加者粗品	50,000 円	協賛自治会参加者粗品	60,000 円	合計	110,000 円	Iの合計	213,230 円
参加者粗品	48,000 円																																
ビニールゴミ袋	1,500 円																																
軍手	4,200 円																																
合計	53,700 円																																
桔梗苗	13,000 円																																
育苗容器（ジフィーポット）角型	7,700 円																																
たねまき培土	5,400 円																																
培養土	9,000 円																																
ポリポット	430 円																																
苗移植場所表示用目印	6,000 円																																
同、木製杭	8,000 円																																
合計	49,530 円																																
参加者粗品	50,000 円																																
協賛自治会参加者粗品	60,000 円																																
合計	110,000 円																																
Iの合計	213,230 円																																

II 環境を知る活動

地域の自然を楽しみながら住環境を知り、環境を守ることがいかに大切かを知る

1. 桔梗が丘付近の自然を知るハイキング&「ほっとまちプロジェクト事業」との連携

- ・ 桔梗が丘南小付近（鳴滝池公園、東山公園、南住宅地）ハイキング（7月初旬）
- ・ 野鳥公園の植樹と散策、農楽園との交流（10月末）

2. 近隣公園などのいきものウォッチング

- ① ホタル観賞会（桔梗が丘5番町、シャックリ川）
（6月11日（土））
- ② 初夏の生きものウォッチング（5月中旬～下旬）
場所：野鳥公園
- ③ 冬の生きものウォッチング（バード・ウォッチング）（桔梗の森公園、西徳明池など）（平成29年1月中下旬）

3. 「季節の便り」事業

年間6回ほど桔梗が丘地域内の花だよりや季節の見どころを、桔梗が丘市民センターや近隣公園内に掲示する。

講師手当	10,000円
ハイキング参加粗品	28,000円
「ほっとまちプロジェクト事業」との連携活動に要する経費	30,000円
傷害保険料（ホタル観賞会・ハイキング）	5,000円
行事实施に伴う業務実費	4,000円
1・2 合計	77,000円

ラミネーター（A3対応）	4,000円
フィルム（A4対応）	760円
フィルム（A3対応）	1,800円
印刷経費	20,000円
合計	26,560円

IIの合計 103,560円

“ほっとまち”プロジェクト事業と協調して事業をすすめる

予算額合計 316,790円

地域福祉部会

平成28年度事業計画の内容	予算額の明細
<p>1. 高齢者、障がい者等への友愛訪問活動 毎月1回地区の民生委員が「陽だまり」を携え訪問し、安否確認と相談・支援活動を実施。</p>	<p>予算額 30,000円 「陽だまり」印刷費</p>
<p>2. 年末友愛訪問 見守りの必要な世帯へ、友愛品（プレゼント）を持って訪問。 ・75歳以上の1人暮らし世帯 ・75歳以上の高齢者のみ世帯 ・重度の寝たきりや認知症の方のいる世帯</p>	<p>予算額240,000円 (友愛品購入費)</p>
<p>3. 高齢者のつどいの実施 ・80歳以上の高齢者が親睦と交流を図るため開催 ・実施時期：平成28年5月29日（日）（予定） ・参加予定者：約160名</p>	<p>予算額220,000円</p>
<p>4. いきいきサロンの実施 ・地域内13箇所の小地域で、高齢者同士が近隣の絆を深め、お互いの顔が見える中で、友達づくりや絆づくりをする機会とする。 ・各サロンの年間計画に基づいて実施。 ・年間参加者目標1,800名</p>	<p>予算額540,000円</p>
<p>5. グループホーム交流会 ・地域内の6箇所のグループホームとの交流会を行う。 ・年1回実施 ・実施時期：平成28年11月6日（日）（予定）</p>	<p>予算額 60,000円</p>
<p>6. 赤ちゃん、ちびっ子「なかよしひろば」 ・未就園児とその親のつどいを、市民センター講堂で行う。 毎月第3火曜日に実施する。</p>	<p>予算額 50,000円</p>
<p>7. 地域高齢者への配食と見守りの協働事業</p>	<p>予算額100,000円</p>
<p>桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。</p>	<p>予算額合計 1,240,000円</p>

別紙10 平成28年度協議会会計予算書(案)

平成28年度協議会会計予算書(案)

収入の部

(単位:円)

項	目	前年度予算額	前年度決算額	H28年度予算額	前年予算比較	備考
1 会費	会費	1,000,000	1,005,200	1,000,000	0	地区会費
2 交付金	1 名張市交付金基本額	4,917,000	4,917,000	4,926,000	9,000	ゆめづくり交付金
	2 "(加算額)	5,117,200	5,117,200	5,104,400	△ 12,800	コミュニティ活動費
	3 "(特別交付金)	300,000	300,000	300,000	0	地域調整額
	4 "(人件費)	4,700,000	4,700,000	4,700,000	0	
	5 市社協交付金	630,000	600,300	600,000	△ 30,000	社会福祉協議会
	小計	15,664,200	15,634,500	15,630,400	△ 33,800	
3 補助金	市社協補助金	200,000	230,000	200,000	0	いきいきサロン補助金
4 雑収入	1 雑収入	20,000	61,253	60,000	40,000	定期健診予防業務委託料等
	2 車両使用料	40,000	26,932	25,000	△ 15,000	軽トラック使用料
5 負担金		4,700,000	4,700,000	4,780,000	80,000	市民センター・連合会
	合計	21,624,200	21,657,885	21,695,400	71,200	
6 繰越金	前期繰越金	1,819,211	1,819,211	2,376,906	557,695	
	総合計	23,443,411	23,477,096	24,072,306	628,895	

支出の部

(単位:円)

項	目	28年度予算額	前年度決算額	H28年度予算額	前年予算比較	備考
1 人件費	1 給与・手当	8,590,000	8,451,800	8,780,000	190,000	職員給与
	2 報酬	720,000	720,000	720,000	0	センター長報酬
	3 社会保険料	90,000	93,398	115,000	25,000	社会保険料
	小計	9,400,000	9,265,198	9,615,000	215,000	
2 総務費	1 事業費	160,600	25,385	158,100	△ 2,500	講師謝礼・資料代
	2 費用弁償費	300,000	309,200	300,000	0	
	3 会議費	300,000	252,446	300,000	0	総会資料印刷費
	4 研修費	200,000	94,600	200,000	0	各種研修費
	5 防犯防災費	200,000	200,000	200,000	0	桔梗が丘消防班補助
	6 備品購入費	300,000	121,448	300,000	0	
	7 事務費	500,000	461,920	500,000	0	コピー・印刷代、事務経費
	8 車両費	250,000	191,373	250,000	0	車検、自動車保険、ガソリン代
	9 ビジョン新規事業費	600,000	447,678	600,000	0	
	10 雑費	50,000	23,662	50,000	0	
	小計	2,860,600	2,127,712	2,858,100	△ 2,500	
3 企画運営費	事業費	150,000	100,435	150,000	0	各プロジェクト事業支援 地域フェスタ開催
4 広報費	事業費	363,000	296,747	439,300	76,300	桔梗通信発行、ホームページ管理
5 健康推進費	1 事業費	720,000	535,485	700,000	△ 20,000	健康講座 健康まつり ニュースポーツ世代間交流大会
	2 繰出費	700,000	466,000	700,000	0	敬老の日の行事
	小計	1,420,000	1,001,485	1,400,000	△ 20,000	
6 住民交流費	1 事業費	250,000	248,770	270,000	20,000	ハッピーニューイヤーフેスタ
	2 繰出費	880,000	703,924	750,000	△ 130,000	夏まつり
	小計	1,130,000	952,694	1,020,000	△ 110,000	
7 教育文化費	事業費	533,000	508,154	586,000	53,000	桔っずセミナー、ふるさと歴史ハイキング、こころの思い発表会
8 生活安全費	事業費	120,000	91,472	286,000	166,000	防犯パトロール 消火栓ホース格納箱設置
9 快適環境費	事業費	317,600	223,333	316,790	△ 810	公園美化活動 花いっぱい運動
10 地域福祉費	事業費	1,190,000	1,188,828	1,240,000	50,000	いきいきサロン、高齢者のつどい
11 積立金	車両買換	140,000	226,932	125,000	△ 15,000	軽トラック使用料
12 予備費		702,011		931,716	229,705	
13 コミュニティ活動費		5,117,200	5,117,200	5,104,400	△ 12,800	
	次期繰越金	0	2,376,906	0	0	
	総合計	23,443,411	23,477,096	24,072,306	628,895	

議案第7号 平成28年度“ほっとまち”プロジェクト事業計画（案）及び特別会計予算（案）の承認に関する件

平成28年度の“ほっとまち”プロジェクト事業計画（案）及び特別会計予算（案）について、次の通り定めます。

1. ほっとまち茶房ききょう事業
2. 子どもたちと地域の絆づくり事業
3. みどり環境整備保全事業
4. ききょう農楽園事業
5. 桔梗が丘お助けセンター事業

1. ほっとまち茶房ききょう事業計画（案）

平成28年度から市民センターに名称変更され、多くの来訪者が期待されるなか気軽に立ち寄り、ふれあい交流の場となるよう、サービススタッフの「おもてなし」で、「ほっと一息つける居場所」にしていきます。

平成28年度の主な取り組み

○ 歌声喫茶の定期開催

歌声喫茶は、毎月1回ハーモニカ、ギター・マンドリン、大正琴、二胡などのサークル団体の演奏に合わせて、童謡・唱歌・歌謡曲等をみんなで唄っています。

28年度も引き続き毎月1回（第4水曜日）の定期開催をします。

○ 他の団体との協賛事業

本年は、ききょう農楽園の収穫物の販売所の提供や他のプロジェクト事業との協賛や出店等を進めていきます。

○ 新メニューの採用

利用者の声を聴きながら採算制を考慮し、新メニューを採用していきます。

また、菓子類等の抱き合わせ販売を試行的に進めます。

○ ボランティアスタッフの確保等

円滑な運営を確保するため、スタッフの増員確保を図ります。

・平成28年度ほっとまち茶房ききょう特別会計予算（案）

（収入の部）

（単位 円）

区 分	予 算 額	摘 要
利用料収入	900,000	コーヒー等 9,000杯
市社協補助金	50,000	補助金、共同募金還付金
繰越金	27,177	平成27年度繰越金
雑収入	123	預金利子
合 計	977,300	

（支出の部）

（単位 円）

区 分	予 算 額	摘 要
運営経費	887,300	材料費、実費弁償、消耗品費等

光熱水費負担金	40,000	市民センター一部負担分
積立金	50,000	減価償却費及び修繕引当金
合 計	977,300	

2. 子どもたちと地域の絆づくり事業計画（案）

発足から4年目となる平成28年度は、引き続き「桔梗が丘子どもたちと地域の絆づくり事業連絡協議会」主催の3校合同事業として、「通学路花いっぱい運動」を中心に取り組むこととする。昨年度上手くいかなかった花の苗作りについては、しっかり振り返りと対策を行い、より多くの地域の皆さんに苗を配布し、当事業への協力を促したい。

学校間での協力については、まずはスタッフレベルでの相互視察による情報共有が必要で、子どもたちの交流に繋げる方策を探っていきたい。また、自治連合協議会の各部会との協働については、引き続き子どもたちが取り組みやすい快適環境部会と教育文化部会を中心に企画段階からの調整を進めていきたいと考える。

事業予算については、本年度も「名張市放課後子ども教室事業」助成金の申請を行う。

(収入の部)

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
事業委託費	172,000	名張市放課後子ども教室事業
負担金	30,000	桔梗が丘自治連合協議会
合 計	202,000	

(支出の部)

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
報償費	72,000	サポーター費用弁償等
需用費等	130,000	花の種、培養土、印刷代等
合 計	202,000	

3. みどり環境整備保全事業（桔梗が丘みどりの会事業）計画(案)

桔梗が丘地内には、桔梗の森公園（10号公園）、鳴滝公園（11号公園）、野鳥公園（西5号公園）をはじめとして多くの自然緑地が残されており、その豊かな自然と緑は、住宅団地である桔梗が丘に住まいする住民にとって、かけがえのないものとなっている。こういった桔梗が丘地内の自然緑地の保全管理については、桔梗が丘自治連合協議会のプロジェクト事業部会組織である“桔梗が丘みどりの会”が中心となって取り組みを進めていく。主な事業の内容は、次のとおりである。

- (1) 桔梗の森公園（10号公園）、鳴滝公園（11号公園）、野鳥公園（西5号公園）をはじめとした桔梗が丘地内の自然緑地の保全管理に取り組む。
- (2) 桔梗の森公園（10号公園）については、名張市から除草・清掃の委託を受け作業を実施する。
- (3) 桔梗が丘自治連合協議会の快適環境部会や他のプロジェクト事業組織等と連携し、地域住民が自然に親しんでもらえるイベント等を実施する。
- (4) 自然環境の保全に取り組んでいる他の団体とも連携し、共同作業や研修会の開催等を実施する。
- (5) 平成28年度名張市ゆめづくり協働事業の採択を受け、「桔梗が丘みどりの会」の事業を進め

るための装備の充実を図る。

(6) 平成28年度みえ森と緑の交付金事業の採択を受け、枯木の伐倒処理をした後を中心に植樹を進め、みどり環境の整備と保全を図る。

・平成28年度特別会計予算(案) みどり環境整備保全事業(桔梗が丘みどりの会事業)

(収入の部)

(単位 円)

区 分	予 算 額	摘 要
委託料	492,000	名張市(桔梗の森公園作業)
ゆめづくり協働事業交付金	200,000	名張市
ゆめづくり協働事業負担金	30,000	桔梗が丘自治連合協議会
みえ森と緑の交付金	200,000	名張市
繰越金	73,887	前年度より繰越
雑収入	1,113	利息等
合 計	997,000	

(支出の部)

(単位 円)

区 分	予 算 額	摘 要
需用費	612,000	<事業対応内訳> ゆめづくり協働事業分 10,000 みえ森と緑の交付金事業分 200,000 一般分 402,000
備品購入費	220,000	<事業対応内訳> ゆめづくり協働事業分 220,000
保険料	15,000	ボランティアスタッフ保険料
報償費	100,000	講師・スタッフ実費弁償
機械施設修繕整備積立金	50,000	27年度決算積立金額 200,000
合 計	997,000	

4. ききょう農楽園事業計画(案)

桔梗が丘農楽園は、桔梗が丘地域の住民が土とのふれあいを通して心豊かな生活の醸成と仲間づくりの場となることを目指すとともに、地域に安全な農作物の提供を試みることを目的として、26年度に事業を立ち上げ、3年目になりました。

27年度農園の結果は、まだ土地が肥えているとは言えず、又、耕起も十分ではなく、ミミズや、草が少なく、作物の発育収穫にばらつきがあります。

そこで、28年度は全面耕作した約600坪を、きめ細かく耕起し、肥料も十分に入れ、共同用の耕作地での作物の収穫量アップを目指します。仲間たちと分け合い、各行事には出来た作物を賞味してもらい、又、市民センター等にて安全な作物も販売していきます。・平成28年度の事業予定

- ① じゃがいも、サツマイモ、サトイモ、大根、人参玉ねぎの植え付け、管理
- ② 土地の熟成へ元肥、収穫後の中型、小型耕運機による耕起
- ③ 小型ハウスによる、自家育成。

- ④ 個人用耕作地の再設定
- ⑤ 会費制による運営管理開始
- ⑥ 自治連合協議会事業部、プロジェクトとの連携、市民センターでの販売等

・平成28年度特別会計予算（案）

収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	摘 要
会 費	70,000	年会費、個人用地使用料
名張市ゆめづくり協働事業交付金	200,000	
自治連合協議会負担金	20,000	
販売売上	30,000	夏祭り、地域フェア等
合 計	320,000	

支出の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	摘 要
耕運機、苗床用ハウス製作	220,000	
消耗品費	70,000	種苗代、肥料代
その他消耗品	30,000	ガソリン、防虫網等
合 計	320,000	

5. 桔梗が丘お助けセンター事業計画（案）

27年度に家事支援サービスに限定して運用を開始しましたが、今年度は実運用で把握した課題の改善を図るとともに、外出支援サービスの運用開始、及び、給配食サービスの29年度運用開始に向けた検討、準備を行います。

1. 事務局

- (1) センター全般の管理・運営体制の確立
- (2) スタッフ・支援メンバー補強
得意分野に特化した人材募集
- (3) 事務所の拡充・整備（場所等）

2. 家事支援サービス

- (1) 前年から継続
- (2) 変更する項目
 - ① 事務所開所日 毎週金曜日 ⇒ 毎週月、水、金曜日 AM 9:00 ~ 12:00
(外出支援サービス実施時から)
 - ② メニューの見直し
危険度や負荷の高い作業のリストアップ（メニューから外す）

3. 外出支援サービス

- ① 運営・管理基準制定
- ② 公用車購入
- ③ 試験運用（7月～9月）

④ 本格運用開始（10月）

4. 配食支援サービス

- ① 運営・管理体制確立
- ② 南市民センター調理室改修（10月～名張市が施工予定）
- ③ 改修調理室試運転（29年1月～）

5. 予算

（収入の部）

区 分	予 算 額	摘 要
交付金	600,000円	名張市ゆめづくり協働事業交付金
負担金	100,000円	桔梗が丘自治連合協議会
利用料	300,000円	センター利用料
支援活動補助金	1,500,000円	地域移動支援活動補助金（公用車購入）
	1,000,000円	日常生活支援、外出支援活動補助金
前期繰越金	28,592円	
雑収入	1,408	利息等
合 計	3,530,000円	

（支出の部）

区 分	予 算 額	摘 要
センター運営費	730,000円	
公用車購入費	1,500,000円	
備品購入費	800,000円	
調査費	300,000円	配食サービスニーズ調査
保険料	200,000円	傷害保険
合 計	3,530,000円	

議案第8号 平成28年度市民センター事業計画(案)及び市民センター会計予算(案)
の承認に関する件 桔梗が丘市民センター・南市民センター

平成28年度の市民センター事業計画(案)及び会計予算(案)を別紙のとおり定めます。

市民センターの管理運営には、平成18年9月から実施の指定管理者制度のもとで効率的な運営に努めておりますが、今年度も当該制度を十分に生かした管理運営を行ってまいります。

別紙1 1 平成28年度市民センター事業計画書(案)

別紙1 2 平成28年度市民センター会計予算書(案)

別紙 1 1 平成 2 8 年度市民センター事業計画書 (案) 桔梗が丘市民センター・南市民センター

学 級・教 室

(開設数は年間・参加者数は延べ人数)

学級・教室の名称	開設数	参加者数	主たる学習目標・内容	区 分
サイエンスメイト “スカラベ”	6 回	1 8 0 名	親子でふれ合いながら、科学工作や遊び等を通じて、仲間づくりをする。	教養の向上 社会連帯意識
“農”を楽しむ	2 4 回	4 8 0 名	土地を改良して、よりよい野菜の栽培等、農業を通じて仲間作りをする。	市民意識 社会連帯意識
しめ縄づくり教室	1 回	3 0 名	お正月用のしめ縄を自分の手でつくる。	趣味 けいこ事
パソコン教室	1 2 回	1 2 0 名	中級者を対象に、自分で撮った写真を入れた オリジナルカレンダーづくりやワードで表作成をする	趣味 けいこ事
シニアクラス❀	7 回	2 1 0 名	地域の高齢者の交流の場として、様々なジャンルの学習を提供する。	市民 社会連帯意識
料理教室 (そば打ち含む)	3 回	4 8 名	そば打ちを含む色々な料理をつくりながら、交流をはかってもらう。	趣味 けいこ事
読書会 (桔梗 ブック倶楽部)	1 2 回	6 0 名	課題図書を決め、感想を話し合うことで、視野を広げると共に新たな出会いづくりをする。	教養 社会連帯意識
漢字学入門	1 1 回	2 2 0 名	漢字の成り立ち等知らない漢字の神秘を学びながら、地域住民との交流を図る。	教養 社会連帯意識
「野村セミナー」 知って得する金融	4 回	2 0 0 名	教養としての「お金」を学び、特に年金や相続などにマネープランを分かり易く学習する。	教養 社会連帯意識
「世界史講座」 学び直し・世界史	1 2 回	2 4 0 名	世界史を学びながら、現在おきている事象を知る。	教養 社会連帯意識

講 座

(参加者数は延べ人数)

講座の名称	開催数	参加者数	主 たる 内 容
桔梗が丘 公開連続講座 (世界史から学ぶ、 現代・未来)	4 回	4 0 0 名	講師 大阪大学 桃木至朗教授 いま世界史を学ぶ意味 講師 関西大学 小田淑子教授 世界史から見たイスラーム 講師 大阪大学 秋田 茂教授 経済史からみた世界 講師 坂の上の雲ミュージアム 松原正毅館長 民族学から見た世界

行 事

(参加者数は延べ人数)

行事の名称	開催数	参加者数	主 たる 内 容
ロビーコンサート	随時	3 0 0 名	色々なジャンルの方のコンサートを開催。 (例) 箏曲、ハーモニカ、女性コーラス、ギター演奏等。
プチコンサート	1 回	2 0 0 名	市内の高校、中学校の音楽関係クラブの演奏会。
映画鑑賞会	5 回	3 0 0 名	大人から子どもまで楽しめる映画鑑賞会。
第 32 回 市民センター祭 (仮称)	1 回	2,000 名	1 0 月開催

別紙12 平成28年度市民センター会計予算書(案)

平成28年度市民センター会計予算書(案)

収入の部

(単位:円)

項	目	前年度予算額	前年度決算額	H28予算額	前年予算比較	備 考
1	指定管理料	11,047,320	11,047,320	11,047,320	0	
2	1 公民館使用料	3,200,000	3,278,327	3,200,000	0	
	2 コピー使用料	800,000	996,205	900,000	100,000	
	小 計	4,000,000	4,274,532	4,100,000	100,000	
3	その他収入	54,000	78,521	75,000	21,000	自販機電気代、ゴミ袋販売手数料等
	小 計	15,101,320	15,400,373	15,222,320	121,000	
4	繰越金					
	前期繰越金	868,375	868,375	1,492,198	623,823	
	合 計	15,969,695	16,268,748	16,714,518	744,823	

支出の部

(単位:円)

項	目	前年度予算額	前年度決算額	H28度予算額	前年予算比較	備 考
1	1 消耗品費	500,000	521,978	550,000	50,000	事務用消耗品、雑品 等
	2 燃料費	10,000	0	0	△ 10,000	
	3 光熱水費	3,500,000	3,174,704	3,500,000	0	
	4 修繕料	400,000	461,664	500,000	100,000	
	5 電話料	100,000	70,889	80,000	△ 20,000	
	6 委託手数料	2,400,000	2,440,316	2,400,000	0	エレベーター点検等保守、夜間・清掃業務
	7 備品購入費	600,000	262,244	500,000	△ 100,000	机・いす 等
	8 使用料及び賃借料	950,000	870,151	950,000	0	コピー機・印刷機
	9 車両費	170,000	133,853	150,000	△ 20,000	ガソリン・自動車保険
	小 計	8,630,000	7,935,799	8,630,000	0	
2	1 報償費	600,000	260,000	350,000	△ 250,000	主催講座・教室の講師料
	2 旅費	20,000	5,980	10,000	△ 10,000	
	3 印刷製本費	100,000	104,141	100,000	0	市民センター情報誌用インク及び用紙
	4 郵便料	90,000	50,760	60,000	△ 30,000	
	5 事業費	600,000	423,870	520,000	△ 80,000	主催講座・教室、市民センター祭(仮称)
	6 雑費	30,000	12,000	20,000	△ 10,000	自動車税
	小 計	1,440,000	856,751	1,060,000	△ 380,000	
3	負担金					
	人件費負担金	4,700,000	4,700,000	4,700,000	0	市民センター人件費負担金
4	積立金					
	車両購入	100,000	300,000	300,000	200,000	
	周年事業		300,000	300,000	300,000	
	小 計	100,000	600,000	600,000	500,000	
5	その他					
	1 消費税	540,000	684,000	677,000	137,000	
	2 予備費	559,695	0	1,047,518	487,823	
	小 計	15,969,695	14,776,550	16,714,518	744,823	
	次期繰越金	0	1,492,198	0	0	
	合 計	15,969,695	16,268,748	16,714,518	744,823	

参考資料

参考資料 1 桔梗が丘自治連合協議会組織図

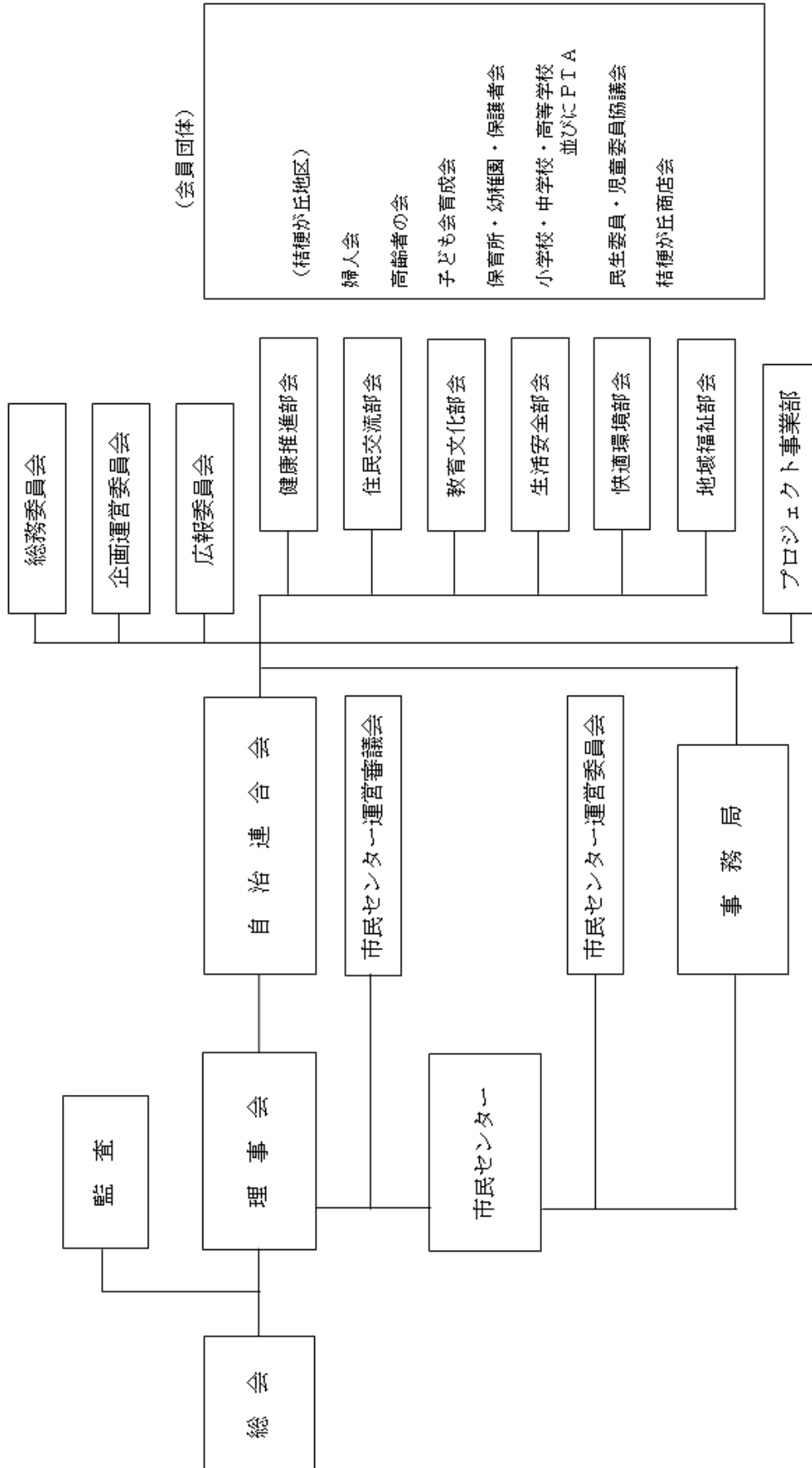
参考資料 2 桔梗が丘自治連合協議会関係者名簿（理事・監事、自治会長・区長、評議員、）

参考資料 3 桔梗が丘自治連合協議会関係規定

- ・桔梗が丘自治連合協議会規約
- ・桔梗が丘自治連合協議会規約施行規則
- ・会計処理規程
- ・市民センター管理運営規程

参考資料1 桔梗が丘自治連合協議会組織図

桔梗が丘自治連合協議会組織図



参考資料2 桔梗が丘自治連合協議会関係者名簿

理事・監事（案）

	役職名	氏 名	備 考
1	会長	辻森 保蔵	自治連合会代表幹事
2	副会長	大垣 孝彦	総務委員長
3	副会長	上田 博	自治連合会副代表幹事 自治連合会第3ブロック幹事
4	理 事	河合 進	自治連合会第1ブロック幹事
5	〃	杉中 清哉	自治連合会第2ブロック幹事
6	〃	吉村 末好	自治連合会第4ブロック幹事
7	〃	阪本 忠士	企画運営委員長
8	〃	北森 義次	広報委員長
9	〃	西宮 剛志	健康推進部会長
10	〃	廣岡 貞之	住民交流部会長
11	〃	竹原 啓子	教育文化部会長
12	〃	武仲 元男	生活安全部会長
13	〃	加納 康嗣	快適環境部会長
14	〃	上島 芳子	地域福祉部会長
15	〃	木村 好信	桔梗が丘市民センター長・ 桔梗が丘南市民センター長
16	〃	廣岡 登喜子	事務局長
17	〃	松岡 雅啓	事務局次長
18	監 事	福森 譲	
19	〃	植野 正信	

自治会長・区長

評議員

氏名	自治会・区名	氏名	選出団体
太田 守	1 番町区	辻本 幸三	1 番町区
野中 康弘	2 番町第1区	吉谷 昌亮	2 番町第1区
河合 進	2 番町第2区自治会	稲垣 忠英	2 番町第2区自治会
竹森 喜慶	2 番町第3区自治会	竹澤 陽一	2 番町第3区自治会
清滝 勇人	3 番町自治会	中川 健	3 番町自治会
杉中 清哉	4 番町区自治会	森長 義和	4 番町区自治会
上田 博	5 番町第1区	繁田 邦明	5 番町第1区
北森 輝夫	5 番町第2区	木原 宏	5 番町第2区
田中 博明	5 番町第3区	渡辺 保	5 番町第3区
竹内 多恵	6 番町区	岡田 直樹	6 番町区
仲田 敏	7 番町1区自治会	高藤 隆	7 番町1区自治会
杉岡 雪子	7 番町2区自治会	奥 潤一郎	7 番町2区自治会
増田 清賢	8 番町1区自治会	池本 仁志	8 番町1区自治会
武仲 元男	8 番町2区自治会	武仲 生子	8 番町2区自治会
山本 雅信	南第1区	皿海 覚	南第1区
藤田 和也	南第2区	松尾 政則	南第2区
佐田 勝彦	南第3区	西 幸雄	南第3区
戌亥 輝晃	西1番町自治会	平井 俊圭	西1番町自治会
水之浦 英樹	西2番町自治会	城下 有夫	西2番町自治会
吉村 末好	西3番町自治会	大戸 悟史	西3番町自治会
西野 和美	西4番町自治会	藤本 勝	西4番町自治会
中森 俊輔	西5番町自治会	坂本 剛生	西5番町自治会
棕本 茂和	西6番町自治会	山本 尚弘	西6番町自治会
渡部 博明	西7番町自治会	山中 強資	西7番町自治会
		木瀬 孝子	婦人会
		仁科 昌之	老人クラブ協議会
		川口 力	子ども会連合会
		山口 正博	保育所・幼稚園
		中澤 奉弘	小・中学校（PTA）
		樫本 恵子	民児協
		村田 憲子	民児協
		丹羽 淳子	民児協
		多賀 猪佐美	桔梗が丘商店会
		森中 庸祐	健康推進部会
		小川 光	住民交流部会
		岸本 重郎	教育文化部会
		石崎 潮	生活安全部会
		楓井 千秋	快適環境部会
		梅本 久子	地域福祉部会

参考資料3 桔梗が丘自治連合協議会関係規定

桔梗が丘自治連合協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、桔梗が丘自治連合協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を桔梗が丘公民館内に置く。

名張市桔梗が丘6番町1街区131番地の4

(目的)

第3条 協議会は、豊かで住みよいまち「桔梗が丘」を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、住民が主体となって活力と魅力あふれる良好な居住環境及び安全、安心な生活環境の実現をめざすものとする。

(運営の原則)

第4条 協議会の運営は、住民自治の基本である住民参加の自由、発言の自由等を保障する。

2 前項を達成するため、次の事項を運営の責務とする。

- (1) 協議会運営の民主制を確保すること。
- (2) 自立した地域社会を創造し、実現に向けての取り組みを行うこと。
- (3) 協議会への活動参加の公平性を確保すること。
- (4) 住民等の意見や要望等の集約をすること。
- (5) 情報の公開及び共有を行うこと。
- (6) その他、運営上不可欠と思われる事項を実施すること。

(事業)

第5条 協議会は第3条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 地域住民の健康及び福祉の増進に関する事業。
- (2) 地域住民の交流に関する事業。
- (3) 高齢者の生きがいつくりに関する事業
- (4) 青少年の健全育成に関する事業。
- (5) 自主防犯及び自主防災に関する事業。
- (6) 環境及び景観の保全に関する事業。
- (7) 地域文化の継承及び創出に関する事業。
- (8) コミュニティビジネス等地域活性化に関する事業。

2 前項に掲げるもののほか、特に協議会が必要と認めた事業を行う。

(地域ビジョン)

第6条 協議会は、名張市地域づくり組織条例（平成21年条例第3号）第9条の規定に基づき桔梗が丘の地理的な特性、自然、産業、歴史及び文化等の地域資源を活用し、課題を解決するため、理念、基本方針及び将来像をとりまとめ地域ビジョンを策定し、その実現に向けて努めるものとする。

(会 員)

第7条 協議会の会員は、桔梗が丘地区に居住する住民及び団体、並びに桔梗が丘地区で事業活動する事業所で構成する。

2 前項で規定する団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 桔梗が丘地区自治会又は区
- (2) 桔梗が丘地区婦人会
- (3) 桔梗が丘地区高齢者の会
- (4) 桔梗が丘地区子ども会育成会
- (5) 桔梗が丘地区保育所、幼稚園及び保護者会
- (6) 桔梗が丘地区小学校、中学校、高等学校、並びにPTA
- (7) 桔梗が丘地区民生委員、児童委員協議会
- (8) 桔梗が丘商店会

3 桔梗が丘地区公民館自主サークルクラブ、各種ボランティア団体その他任意団体、並びに協議会の趣旨に賛同し、積極的に活動に参加する団体又は事業所は、理事会の承認を得て第1項の構成団体又は事業所とすることができる。

(会員の役割)

第8条 会員は、協議会の行う行事や地域コミュニティ活動及びボランティア活動等への積極的な参加などを通して、桔梗が丘のより良いまちづくりに貢献する。

2 会員は、自治会費（区費）として納入した分から総会で決定された金額を協議会活動経費の一部として負担する。

第2章 評議員及び総会

第1節 評議員

(定 数)

第9条 評議員の定数は、40名以内とする。

2 評議員の選出母体は、次の各号のとおりとする。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 桔梗が丘自治会又は区 | 24名 |
| (2) 事業部会 | 6名 |
| (3) 団体等 | 10名以内 |

(役 割)

第10条 評議員は、定時総会及び臨時総会において、理事会が提案する議案を審議し、議決する。

2 評議員は、協議会の運営の諸事項について、調査等をおこない、理事会に提案することができる。

(選 出)

第11条 地区自治会選出の評議員は、各自治会の会長、区長またはその組織の責任者が選出し、会長宛選出届けを提出する。

2 各事業部会選出の評議員は、部会長が選出し、会長宛選出届けを提出する。

3 各種団体選出の評議員は、団体の代表者または責任者が選出し、会長宛選出届けを

提出する。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠又は増員により選出された評議員の任期は、前任者又は他の在任評議員の任期の残任期間と同一とする。

第2節 総会

(構成と役割)

第13条 総会は評議員をもって構成し、最高議決機関とする。

(総会の招集)

第14条 総会は、協議会会長（以下「会長」という。）が招集する。

(定時総会)

第15条 定時総会は、毎年事業年度終了後2ヶ月以内に招集する。

(臨時総会)

第16条 会長は、評議員総数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び開催の理由を記載した書面を提出して総会の開催の請求をしたときは、その請求があった日から20日以内に臨時総会を開催しなければならない。

2 前項のほか、会長が必要があると認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(総会の開催手続)

第17条 会長は、総会を開催しようとするときは、開会の日5日前までに、評議員に日時及び場所、会議に付議すべき事項を示した開催通知を送達しなければならない。

(定足数)

第18条 総会は、評議員総数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

(議長等の選出)

第19条 総会の議長及び副議長は、評議員の互選により選出する。

(議長等の任期)

第20条 議長及び副議長の任期は、第12条の規定を準用する。

(議長等の役割)

第21条 議長は、評議員を統括し、総会の運営を行う。

2 議長は、第10条第2項に関して、研修の会議等を開催することができる。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(総会の議決)

第22条 総会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第23条第3号のうち、制定及び廃止については、出席した評議員の3分の2以上の決するところによるものとする。

2 総会は、第17条の規定により、予め通知した議案のみ議決することができる。

(総会の議決事項)

第23条 次の各号に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 会長、副会長及び理事の承認に関する事項
- (2) 監事の承認に関する事項
- (3) 規約の制定、改正、及び廃止に関する事項
- (4) 毎事業年度の予算及び事業計画に関する事項
- (5) 毎事業年度の決算及び事業報告に関する事項
- (6) 毎事業年度決算監査及び業務監査報告に関する事項
- (7) 地域ビジョンの策定に関する事項
- (8) その他重要な事項

(総会の議事録)

第24条 総会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名、捺印しなければならない。

(総会の傍聴)

第25条 会員は、定時総会及び臨時総会を傍聴することができる。

第3章 理事及び理事会

第1節 理事

(定数)

第26条 理事の定数は20名以内とする。

(理事)

第27条 理事は、次の各号に掲げる者を充て総会の承認を得て就任する。

- (1) 自治連合会代表幹事及び4ブロック選出の幹事
- (2) 総務委員会委員長
- (3) 企画運営委員会委員長
- (4) 広報委員会委員長
- (5) 事業部会部会長
- (6) 桔梗が丘公民館長
- (7) 事務局長、事務局次長。

(役職)

第28条 協議会は、会長1名及び副会長2名以内を置く。

(選出)

第29条 会長は、自治連合会代表幹事をもって充て総会の承認を得て就任する。

2 副会長は、理事の中から会長が指名する。

(任期)

第30条 理事の任期は、第12条の規定を準用する。

(役割)

第31条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、規約及び総会の議決に基づき協議会の会務を執行する。

第2節 理事会

(構成と役割)

第32条 理事会は、理事をもって構成し、協議会の最高意思決定機関であり、組織運営の執行決議機関とする。

(招集)

第33条 理事会は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

(議決)

第35条 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

第36条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 総会の招集及び総会に提出する議案等に関する事項
- (2) 事業運営の具体的方針に関する事項
- (3) 規則等の改廃に関する事項
- (4) 受託事業及び指定管理者制度に基づく管理運営に関する事項
- (5) その他理事会において必要と認める事項

(議事録)

第37条 理事会の議事は、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名が署名、捺印しなければならない。

第4章 自治連合会

(構成と役割)

第38条 協議会に自治連合会(以下「連合会」という。)を置き、区長又は自治会長(以下「区長等」という)をもって構成する。

- 2 連合会は、協議会と自治会又は区を結ぶ中心的な組織であり、その役割は、地区住民の意思を反映させ、協議会の運営の根幹を担うものとして活動を行う。
- 3 連合会は、協議会の運営及び施策について理事会に提案及び建議ができる。

(幹事)

第39条 連合会に、代表幹事1名、副代表幹事1名及び幹事3名を置く。

(選出)

第40条 桔梗が丘24区を施行規則に定める4ブロックに分けるものとする。

- 2 幹事の選出は、前項に定める4ブロックの代表者の中から選出する。

3 代表幹事は4ブロックの代表者の互選、もしくは4ブロックの代表者が推薦し、連合会が承認した者とする。

4 互選により代表幹事を選出したブロックは、別に幹事を選出しなければならない。

(招 集)

第41条 連合会は、必要に応じて代表幹事が招集し、その議長となる。

(定足数)

第42条 連合会は、区長等の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

(議 決)

第43条 連合会の議事は、出席した区長等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

第44条 連合会における審議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 理事会への付託事項

(2) 連合会の活動方針に関する事項

(3) 桔梗が丘全地区に係る自治会活動に関する事項

(4) 委員会に対する要請に関する事項

(5) 事業部会よりの要請及び協力体制に関する事項

(6) その他連合会会員よりの要請に関する事項

(地区自治会等の提案)

第45条 桔梗が丘24地区の区又は自治会(以下「自治会等」という。)は、協議会の事業等について連合会に対して提案することができる。

2 連合会は、自治会等が議決した事項の提案並びに具申等を尊重しなければならない。

(議事録)

第46条 連合会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び連合会において選任された議事録署名人2名が署名、捺印しなければならない。

第5章 委員会

(委員会)

第47条 協議会に、総務委員会、企画運営委員会及び広報委員会(以下「委員会」という)を置く。

2 各委員会は、施行規則に定める任務等を行う。

(構 成)

第48条 委員会は、協議会の会員、会員が団体にあつては当該団体が指名する者をもって構成する。ただし、特に必要な場合は、理事会の承認により、会員以外の者を委員にすることができる。

(役 職)

第49条 委員会に、委員長、副委員長各1名を置く。

(選出)

第50条 委員会の委員長及び副委員長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

(任期)

第51条 委員会の委員長及び副委員長の任期は、第12条の規定を準用する。

(役割)

第52条 委員会は、理事会より付託された事項、その他協議会の運営に必要な事項の審議検討を行う。

(招集)

第53条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

(議決)

第54条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第55条 委員会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び委員会において選任された議事録署名人2名が署名、捺印しなければならない。

(設置)

第56条 協議会は、必要に応じて新たな委員会を置くことができる。

2 新たな委員会は、理事会で決定し、総会の承認を得るものとする。

第6章 事業部会及びプロジェクト事業部会

(事業部会)

第57条 協議会に第5条に規定する事業を行うため「健康推進部会」「住民交流部会」「教育文化部会」「生活安全部会」「快適環境部会」「地域福祉部会」の6事業部会を置く。

2 各事業部会が行う事業の範囲は、施行規則に定める。

(構成)

第58条 事業部会は、協議会の会員、会員が団体にあつては当該団体が指名するものをもって構成する。

(役職)

第59条 事業部会に、部会長及び副部会長を置く。

(選出)

第60条 事業部会の部会長及び副部会長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

(任期)

第61条 部会長及び副部会長の任期は、第12条の規定を準用する。

(役割)

第62条 事業部会は、第5条に規定する事業を行うため、活動の企画立案を行い、連合会及び理事会の協力のもと実施する。

(招集)

第 63 条 事業部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

(議 決)

第 64 条 事業部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 65 条 事業部会の議事は、議事録を作成し部会長が署名する。

(設 置)

第 66 条 協議会は、必要に応じて新たな事業部会を置くことができる。

2 新たな事業部会設置は、理事会で決定し、総会の承認を得るものとする。

(プロジェクト事業部会)

第 67 条 協議会に地域ビジョンにより策定された事業を行うにあたり、プロジェクト事業部会を置くことができる。

2 プロジェクト事業部会は、それぞれの目的達成に向けて計画を策定し運営を行う。

(構 成)

第 68 条 プロジェクト事業部会は、協議会の会員、会員が団体にあつては該当団体が指定する者をもって構成する。

(運 営)

第 69 条 プロジェクト事業部会は、目的達成等のために規約等を作成し運営を行う。

2 運営は、独立採算制を原則とする。

(議事録)

第 70 条 プロジェクト事業部会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事録署名人 2 名が署名、捺印をしなければならない。

(報告義務)

第 71 条 プロジェクト事業部会は、理事会と自治連合会に、9 月に活動中間報告を、3 月に活動年間報告及び決算報告を行うとともに、次年度の事業計画を提出しなければならない。

2 プロジェクト事業部会は、理事会及び自治連合会より活動等に関する報告要請を請けた時、速やかにこれに応じなければならない。

3 理事会は、プロジェクト事業部会の活動状況を総会に報告し、承認を得なければならない。

第 7 章 施設管理運営

(施設の管理運営)

第 72 条 協議会は、名張市の条例で定める指定管理者制度により、施設の管理運営を行うことができる。

2 名張市との協定及び契約条件の変更又は解約については、理事会の承認を得るものとする。

3 協議会は、施設の管理にあたり、指定管理者制度の趣旨を尊重し、地域住民の活動拠点として利用者の立場をよく理解して行わなければならない。

(施 設)

第73条 協議会が指定管理者制度により管理運営する施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 桔梗が丘公民館
 - (2) 桔梗が丘南公民館
- 2 協議会は、指定管理者としての責務を果たすため、公民館運営審議会及び公民館運営委員会を置く。
- 3 公民館の管理運営に関する事項は、公民館管理運営規程に定める。

第8章 受託事業

(受託事業)

第74条 協議会は、名張市の業務を契約に基づき受託すること（以下「受託事業」という。）ができる。

(受託事業の執行)

第75条 協議会は、事業計画等を作成し、受託事業を執行する。

第9章 事務局

(事務局)

第76条 協議会の円滑な運営を行うため事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。
- 3 事務局職員の定数は10名以内とする。

(職務)

第77条 事務局職員の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 協議会の運営に関する事項
 - (2) 公民館の管理運営に関する事項
 - (3) 協議会の事業及び公民館活動を円滑に遂行するための業務に関する事項
 - (4) 総会、理事会、連合会及び委員会の会議に関する事項
 - (5) 名張市との連絡調整に関する事項
 - (6) 構成団体との連絡調整に関する事項
 - (7) その他、会長及び館長が必要と認める事項
- 2 事務局長及び事務局次長は、会長及び公民館長の職務命令により、業務を遂行する。
- 3 事務局職員は、事務局長及び事務局次長の職務命令により、業務を遂行する。

第10章 会計

(会計)

第78条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

- 2 協議会の会計は、協議会会計及び公民館会計、並びに特別に設置を必要とする場合の特別会計とする。

(財 産)

第 79 条 協議会の財産は、会費、負担金、事業に伴う収入、市の交付金及び寄付金等の収入による。

- 2 協議会の財産は、理事会の定めるところにより会長が管理する。
- 3 協議会が解散する場合の財産処分は、総会の決するところによる。

(経 費)

第 80 条 協議会の経費は、財産をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第 81 条 協議会の事業計画及び収支予算は、定時総会までに会長が作成する。

(予算編成)

第 82 条 協議会の予算は、委員会及び事業部会の予算要求に基づき総務委員会が予算原案の作成をする。

- 2 総務委員会が作成した予算原案は、連合会及び理事会で審議する。

(予算の執行)

第 83 条 予算は、総会で承認された事業計画に基づき執行する。

- 2 会計年度終了後、定時総会で新年度の予算が承認されるまでの間は、前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。
- 3 緊急に新たな事業の実施の必要が生じたとき、或いは、事業計画の変更の必要が生じたときは、理事会の承認により変更することができる。
- 4 前項により予算の変更を行ったときは、直近の総会に報告しなければならない。

(監査義務)

第 84 条 会長は、毎事業年度終了後速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

(出 納)

第 85 条 協議会及び公民館の出納事務は、会計処理規程に基づき事務局長及び事務局次長の権限と責任において行う。

- 2 事務局長は、毎年 9 月 30 日現在の予算の執行状況を理事会に報告するものとする。
- 3 金銭出納処理及び関係書類の保存に関する事項は会計処理規程に定める。

第 11 章 評価制度

(評価制度)

第 86 条 協議会の活動が効率効果的に行われ、その成果を検証するため評価制度を導入する。

- 2 協議会における運営、活動及び事業等すべての取り組みを評価の対象とする。

(評価の方式)

第 87 条 評価の方式は、事業部会が行う自己評価と企画運営委員会が行う総合評価とする。

- 2 事業部会が行う自己評価は、事業毎に終了後速やかに行う。
- 3 評価は、今後の事業に有効にかつ有益に反映されるものでなければならない。

(評価結果の報告)

第 88 条 企画運営委員会が行った総合評価の結果は、理事会に報告する。

第 12 章 監 査

(監 査)

第 89 条 監査は、協議会の運営等に対する会計処理及び業務審査を監査機能の専門性及び独立性を充実させて行い、監査機能に対する会員の信頼性を高めるとともに、協議会の発展に寄与するものとする。

(監 事)

第 90 条 監査業務執行のため監事を置く。

2 監事は 2 名とし、総会の承認を得て会長が任命する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(任期等)

第 91 条 監事の任期は、第 12 条の規定を準用する。

2 欠員が生じた場合、理事会の決議により補充もしくは、欠員とすることができる。

(監査方法)

第 92 条 監査は、定期監査及び随時監査により実施する。

2 定期監査は、会計年度終了後 2 ヶ月以内に行う。

(監査結果の報告)

第 93 条 監事は、監査結果を総会に報告しなければならない。

2 理事会は、監査結果を尊重し協議会の運営に反映させる為に協議しなければならない。

第 13 章 情報公開

(情報公開)

第 94 条 協議会は、その運営及び活動を広報紙、インターネットのホームページ等を通じ、適宜適切に会員に広報するとともに、広聴に努めなければならない。

2 協議会は、毎事業年度の予算及び事業計画、毎事業年度の決算及び事業報告、並びにその監査結果を公表しなければならない。

3 協議会は、会員からの情報公開の要求に対しては、施行規則に定める手続きにより理事会が行うものとする。

(情報の共有)

第 95 条 協議会は、地域内外の各種情報を積極的に収集するとともに、適時関係団体等に提供するものとする。

2 連合会は、地域内の各種情報を積極的に収集するとともに、理事会等関係機関に提供するものとする。

第14章 雑 則

(監査請求)

第96条 会員は、協議会の運営等に疑義のあるときは、監査の請求を行うことができる。

2 監査請求の手続き等は、施行規則に定める。

(規則等への委任)

第97条 協議会の運営に必要な規則、規程等は、別に理事会で定める。

(実費弁償)

第98条 協議会は、その活動に従事した理事及び部会員等に対し、実費弁償をすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成21年11月14日から施行する。

(評議員等の任期に関する経過措置)

第2条 第9条に定める評議員、第26条に定める理事、第49条に定める委員長及び副委員長、第59条に定める部会長及び副部会長並びに第90条に定める監事の平成21年11月14日から始まる任期については、第12条第1項中「選出後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のもの」とあるのを、「平成21年度11月14日から始まる事業年度」と読み替えるものとする。

(会計年度に関する経過措置)

第3条 平成21年11月14日から始まる協議会の会計年度は、第78条の規定に関わらず、平成21年11月14日から平成22年3月31日までとする。

(事業計画等に関する経過措置)

第4条 協議会は、桔梗が丘まちづくり委員会の平成21年度に係る事業計画及び予算並びに平成21年4月1日から平成21年11月14日までの決算内容を引き継ぐものとする。

附 則

この規約は、平成22年5月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

桔梗が丘自治連合協議会規約施行規則

(趣旨)

第1条 桔梗が丘自治連合協議会規約(以下「規約」という)の規定に基づき、必要な事項を定める。

(ブロック)

第2条 規約第40条第1項に規定する桔梗が丘24区の4ブロックについて、次のとおり定める。

第1ブロック	1番町区、2番町第1区(1、2、3街区)、2番町第2区(4、5街区)、 2番町第3区(6、7街区)、3番町区
第2ブロック	4番町区、6番町区(6番町全域及び7番町3街区1~14番地)、 7番町第1区(1街区及び1~14番地を除く3街区)、7番町第2区(2街区) 8番町第1区(2街区以外の8番町)、8番町第2区(2街区)
第3ブロック	5番町第1区(1、2、3、6街区)、5番町第2区(4、5、11、12街区)、 5番町3区(7、8、9、10街区)、南第1区(南1番町1、2街区)、 南第2区(南1番町3街区、南2番町1、2街区)、 南第3区(南3番町1、2、3街区、南4番町1街区)
第4ブロック	西1番町区、西2番町区、西3番町区、西4番町区、西5番町区、西6番町区、 西7番町区、

(委員会の業務範囲)

第3条 規約第47条第2項に規定する委員会の業務範囲は、次のとおり定める。

(1) 総務委員会

- ① 総会、理事会、自治連合会の運営に関する事項
- ② 規約、規則等の制定及び改正並びに廃止に関する事項
- ③ 決算及び予算並びに事業計画の原案調整等の財務に関する事項
- ④ 協議会の運営に対する円滑化に関する事項
- ⑤ 指定管理者制度に関する事項
- ⑥ その他、事業部会及び他の委員会に属しない事項

(2) 企画運営委員会

- ① 規約第6条に規定する「地域ビジョン」の策定推進に関する事項
- ② コミュニティビジネス等、事業部会に対する新規事業の検討及び支援に関する事項
- ③ 事業部会の事業活動に対する評価及び検証に関する事項
- ④ 将来に向けての協議会運営の基本的方針に関する事項
- ⑤ その他、協議会の企画運営に関する事項

(3) 広報委員会

- ① 協議会の広報紙の発行及び編集方針に関する事項
- ② 協議会のホームページの管理運営に関する事項
- ③ 協議会の内外における情報の収集及び提供に関する事項
- ④ その他、広聴及び広報活動に関する事項

(事業部会の事業範囲)

第4条 規約第57条第2項に規定する事業部会の事業範囲を、次のとおり定める。

- (1) 健康推進部会
 - ① 地域住民の健康増進に関する事業
 - ② スポーツや行事を通じた、親子や住民間の親睦及び絆づくり推進事業
- (2) 住民交流部会
 - ① 地域住民の交流イベント等に関する事業
 - ② 地域住民の連帯感の向上及びふれあいに関する事業
 - ③ 地域活性化への取り組みに関する事業
 - ④ 人材バンクの創設及び運営支援に関する事業
 - ⑤ 地域ポテンシャルの発掘形成に関する事業
- (3) 教育文化部会
 - ① 生涯学習の展開に関する事業
 - ② 青少年の健全育成に関する事業
 - ③ 地域間及び世代間の交流推進に関する事業
 - ④ 地域の伝統文化の継承及びスローライフ社会への取り組みに関する事業
 - ⑤ 文化、スポーツ及びレクリエーションに関する事業
- (4) 生活安全部会
 - ① 安心安全な地域社会の構築推進及び啓発活動に関する事業
 - ② 安全で快適な犯罪のない地域防犯活動の連携に関する事業
 - ③ 防災のハード及びソフトの基盤づくりに関する事業
 - ④ 快適な交通環境づくりに関する事業
- (5) 快適環境部会
 - ① 地域の生活環境と自然緑化の保全活動に関する事業
 - ② 生活に憩いと潤いを与え、安らぎのある地域づくり並びに快適環境の創造に関する事業
 - ③ 環境美化マナーの啓発活動に関する事業
 - ④ 自然との交流及びスローライフ構想の推進に関する事業
 - ⑤ 省資源及びリサイクルの展開に関する事業
- (6) 地域福祉部会
 - ① 社会的援助を必要としている高齢者等を対象とした支援事業
 - ② 高齢者等を対象とした生きがいつくりの支援事業
 - ③ その他、地域福祉の改善に向けた事業

(情報公開の手續)

第5条 規約第94条第3項に規定する情報公開の手續きは、第6条から第13条に定める。

(公開の情報)

第6条 公開請求できる情報は、以下に掲げる事項とする。

- (1) 協議会が保有する全てを公開することを原則とする。
- (2) 協議会が運営及び活動を行うに際して作成し、保存期限内にある資料とする。

(非公開の情報)

第7条 非公開もしくは公開を拒否する情報は、以下に掲げる事項とする。

- (1) 個人のプライバシーの保護等に関わる個人情報
- (2) 法人及び団体等の権利侵害等に及ぶ情報

(3) 協議会の会議等における個人が特定される発言等の情報及び意思決定の中立性が損なわれると判断される情報

(請求の手續)

第8条 情報公開請求を行う場合は、以下に掲げる事項を明記し、協議会に提出する。

- (1) 公開を求める情報の内容
 - (2) 情報の使用目的
 - (3) 情報の適正な使用の誓約
 - (4) 請求者の住所及び氏名
- (公開、非公開の決定)

第9条 協議会は、開示請求を受理した日から15日以内に公開又は非公開を決定し通知しなければならない。

2 非公開と決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の限度)

第10条 公開の範囲は、以下に掲げるものとする。

- (1) 全部開示：請求者の求める情報を全て開示するもの
- (2) 部分開示：非開示の情報が有し開示するもの
- (3) 非開示：請求者の求める情報を全て開示しないもの
- (4) 不存在：請求者が求める情報が存在しないため開示できないもの

(請求者の責務)

第11条 請求者は、公開された情報を適正に使用しなければならない。不当な使用により、他人の権利を侵害等問題が生じたときは、請求者が誠意を持って解決しなければならない。

(費用の負担)

第12条 請求者は、情報の写しの作成及び送付に関する費用を負担しなければならない。

(不服申立)

第13条 不服申し立て等は、名張市情報公開条例に準拠する。

(監査請求)

第14条 規約第96条第2項に規定する監査請求の手續きは、第15条から第18条に定める。

(監査請求事項)

第15条 監査を請求できるのは、財務会計上の違法又は不当な行為により、以下の事項において会員に損害を生じさせた場合に限られる。

- (1) 公金の支出
- (2) 財産の取得、管理、処分
- (3) 契約の締結、履行
- (4) 債務借入等の義務負担
- (5) 公金の賦課及び徴収義務に対する事実
- (6) 財産管理の義務に対する事実

(請求の期限)

第16条 監査請求の期限は、違法、不当な行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、監査請求することはできない。ただし、正当な理由があると認められる時は、この限りではない。

(請求手續)

第 17 条 監査請求を行う場合は、以下に掲げる事項を明記し、協議会に提出する。

(1) 措置請求の要旨

- イ 監査請求組織及び対象者
- ロ 財務会計上の行為の内容
- ハ 行為による損害の内容
- ニ 請求措置の内容

(2) 請求者の住所及び氏名

(監査結果通知)

第 18 条 監査結果は、請求のあった日から 60 日以内に請求者に通知しなければならない。

附則

この施行規則は平成 21 年 11 月 14 日から施行する。

この施行規則は平成 22 年 5 月 8 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

会計処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、桔梗が丘自治連合協議会規約第10章の規定に基づき、桔梗が丘自治連合協議会（以下「協議会」という。）の財産及び会計に関する基準を定める。

(会計区分と処理原則)

第2条 協議会の会計は、協議会会計及び市民センター会計並びに特別に設置を必要とする場合の特別会計とし、規約及びこの規程の定めるところにより処理するものとする。

(会計年度)

第3条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計の総括)

第4条 協議会の会計は、協議会会長（以下「会長」という。）が総括する。

(会計担当理事)

第5条 会計を担当する理事は、事務局長及び事務局次長とする。

2 会計の実務は、事務局長の監督のもと、原則として事務局次長が行う。

(総務委員長の承認)

第6条 協議会会計の支出処理については、会計担当理事は、総務委員長の事前承認を受けるものとする。ただし、総務委員会に係る支出処理については、会長の事前承認を受けるものとする。

(出納印の管理)

第7条 出納印は、施錠の出来る印鑑収納箱に収納し、会計担当理事が管理する。

(収支累計表の作成)

第8条 会計担当理事は、協議会会計及び市民センター会計毎に、別に定める収支累計表を毎月作成し、総務委員長を経由して会長の承認を得るものとする。

(帳簿書類の保存及び処分)

第9条 会計に関する帳簿等の保存期間は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 収支予算書及び収支決算書 | 10年 |
| (2) 経理の元帳・現金出納帳・預金出納帳 | 7年 |
| (3) 計算書類及び証拠書類 | 7年 |
| (4) 備品台帳 | 永久保存 |
| (5) その他の関係書類 | 5年 |

2 前項の帳簿等の保存期間は、帳簿等の閉鎖の日の属する事業年度の決算に関する定時総会の日から起算する。

3 帳簿等の保存期間の満了後、廃棄するときは、その帳簿等の明細を作成し、事前に会長の決済を受けるものとする。

第2章 金銭出納

(証拠書類の授受)

第10条 金銭の収納は、原則として、領収書その他の証拠書類を発行し、支払いについては、支払先

から、領収書その他の証拠書類を受領するものとする。ただし、銀行等の振込みによる収納又は支払いの場合は、取り扱い銀行等の領収書その他の証拠書類をもってこれに代えることができる。

(支出手続)

第 11 条 協議会会計における支出は、委員長又は事業部会長が提出する別に定める「支出依頼書」に基づき、別に定める会計伝票で行うものとする。

2 市民センター会計における支出は、会計伝票で行い、館長の承認を要するものとする。ただし、一件 5 万円以上の支出については、事前に、別に定める「支出決裁書」を要する。人件費の支出については、会長の事前決済を要するものとする。

(前金払及び概算払)

第 12 条 経費の性質上又は業務運営上必要あるときは、前金払い又は概算払いすることができる。

(銀行等金融機関との取引)

第 13 条 銀行及びその他の金融機関と取引を開始し又は廃止するときは、理事会の承認を必要とする。

(余裕金の運用)

第 14 条 協議会会計及び市民センター会計における業務運営上の余裕金は、金融機関に預金するものとする。

2 前項の預金の種類及び金額等については、理事会で決定する。

(手元現金)

第 15 条 会計担当理事は、市民センター会計に、日々の現金支払いに充てるため、手元現金を置くことができる。

2 前項の手許現金の保有限度額は、原則として、20 万円とし、その受払い及び保管は、会計担当理事があたる。

(残高照合)

第 16 条 会計担当理事は、毎日、現金出納締切後、その残高を現金出納帳と照合しなければならない。

2 預金は、毎月末現在で、預金先金融機関の通帳等と、預金出納帳を照合しなければならない。

第 3 章 契約

(契約書の作成)

第 17 条 契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な内容を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約については、契約書の作成を省略し、これに代わる書類をもって処理することができる。

(契約の締結)

第 18 条 契約の締結は、会長が行うものとする。

第 4 章 資産

(運用資産の管理)

第 19 条 会計担当理事は、備品台帳を備え付け、物件毎に、その取得年月日、種類等必要事項を記載するものとする。

2 会計担当理事は、毎事業年度末の資産の現状について調査を行い、備品台帳と照合しなければならない。

第5章 予算

(予算の執行と流用)

第20条 事業活動に伴う予算の執行は、委員会及び事業部会並びに市民センターの年度事業計画の事業費の範囲内で行うものとする。

- 2 規約第83条第3項中「緊急に新たな事業の実施の必要が生じたとき、或いは、事業計画の変更の必要が生じたとき」とは、年度事業計画に新たな事業項目を追加することをいうものとする。
- 3 前項の場合に要する予算は、理事会の承認により、予備費の残額の範囲内で流用することができる。ただし、その予算が、予備費の残額を超えると見込まれる場合は、事前に総会の承認を要するものとする。
- 4 予算書勘定科目の「目」において、予算の流用を行う必要が生じた場合は、会長の事前決裁により行うことができる。また、理事会がやむを得ない事情が生じたと認めたときは、「項」間の流用を行えるものとする。
- 5 収入を伴う事業については、その事業の経費の総額から、その収入を控除した額を事業費とすることができるものとする。

第6章 雑則

(規程の改廃)

第21条 この規程は、理事会の承認により改廃することができる。

附則

この規程は、平成21年11月14日から施行する。

この改定規程は、平成23年4月1日から施行する。

この改定規程は、平成27年4月1日から施行する。

市民センター管理運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、桔梗が丘自治連合協議会規約（以下「規約」という。）第7章の規定に基づき、桔梗が丘自治連合協議会（以下「協議会」という。）が、名張市の指定管理者制度により行う市民センターの管理運営について、必要な事項を定める。

(対象施設)

第2条 市民センターとは、桔梗が丘市民センター及び桔梗が丘南市民センターをいう。

第2章 管理運営

(管理運営)

第3条 市民センターの管理運営は、社会教育法等の関係法令及び名張市市民センター条例等並びに市民センター指定管理者協定書等に基づき、善良なる管理者の注意をもって行うものとする。

第3章 市民センター長

(市民センター長の選出)

第4条 市民センター長（以下「センター長」という。）は、桔梗が丘地区の住民で、社会教育及び市民センターの運営に理解があり、事業に熱意のあることを条件に、公募及び推薦による応募者から、次条に規定するセンター長選考委員会（以下「選考委員会」という。）で、センター長候補者1名を決定する。

2 前項のセンター長候補者は、理事会の承認を得て、協議会の会長が、センター長に任命する。

(選考委員会)

第5条 センター長を選出する場合は、その都度、選考委員会を設置しなければならない。

2 選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）の定数は、7名以内とし、協議会の会長が委員長となる。

3 選考委員は、市民センター運営審議会委員及び市民センター運営委員会委員並びに協議会理事等の中から協議会の会長が委嘱する。

4 選考委員の氏名は、理事会に報告しなければならない。

(センター長の責務)

第6条 センター長は、社会教育法等の関係法令及び名張市市民センター条例等並びに市民センター指定管理者協定書等を遵守すると共に、市民センターの社会的役割を認識し、地域の文化振興及び生涯学習等の適切な事業を行い、その責務を果たすものとする。

(センター長の任期)

第7条 センター長の任期は、1期3年とし、再任を妨げない。ただし、任期の限度は、原則2期とする。

(センター長の勤務)

第8条 センター長は、半日単位で週3日の勤務とする。

(センター長の職務)

第9条 センター長は、指定管理者制度の本旨に従い、市民センターの施設管理及び業務全般を統括するものとする。

(センター長の報酬)

第10条 センター長の報酬は、理事会で定める。

(センター長の解任)

第11条 センター長として不適格と判断される状況が生じた場合は、協議会の会長は、市民センター運営審議会に諮問するものとする。

2 協議会の会長は、市民センター運営審議会の答申に基づき、理事会の承認を得て、センター長を解任する事ができる。

3 前項の場合、市民センター運営審議会及び理事会において、センター長に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 市民センター運営審議会

(目的)

第12条 市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）は、別に定める「市民センター運営審議会規則」に従い、市民センターがその社会的役割を果たすため、市民センターの運営方針等その基本的事項及び協議会と市民センターとの連携活動について審議し、協議会とセンター長及び職員が、認識を共有することを目的とする。

2 審議会は、必要に応じ、その審議の内容を、理事会に報告するものとする。

第5章 市民センター運営委員会

(目的)

第17条 市民センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、市民センターの運営の適正を期するため、具体的な運営内容等について、センター長の諮問に答申する他、意見を具申し又は建議することができる。

2 センター長は、前項の答申及び意見は、これを尊重しなければならない。

(委員の委嘱)

第18条 委員の定数は、20名以内とし、センター長が委嘱する。

2 委員の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 地域内に設置された保育園、幼稚園、小学校、中学校の代表者1名（輪番制）

(2) 桔梗が丘自治連合協議会から若干名

(3) 市民センターサークル参加者の中から若干名

(4) 市民センター事務局代表

(5) 学識経験者の中から若干名

(6) その他センター長が必要と認める者

3 運営委員会は、次の役員を置くことができる。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 2名

(3) 書記 1名

4 運営委員会の役員は、委員の互選により選出する。

(委員の任期)

第 19 条 委員の任期は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで 1 年とする。

2 委員の再任は、妨げない。

3 任期満了前に退任した委員の補欠又は増員された委員の任期は、他の在任委員の任期の残任期間と同一とする。

(運営委員会の会議)

第 20 条 運営委員会は、必要に応じ、委員長が招集し、その議長となる。

2 運営委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

第 6 章 雑則

(規程の改廃)

第 21 条 協議会の会長は、この規程を改正又は廃止しようとする場合は、事前にセンター長と協議するものとする。

2 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成 21 年 11 月 14 日より施行する。

この改正規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この改定規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この改定規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

桔梗が丘の人口と世帯数

平成28年4月1日現在

町名	世帯数	人口		
		総数	男性	女性
桔梗が丘1番町	290	599	273	326
桔梗が丘2番町	518	1,236	592	644
桔梗が丘3番町	430	974	439	535
桔梗が丘4番町	509	1,125	522	603
桔梗が丘5番町	1,028	2,457	1,208	1,249
桔梗が丘6番町	266	618	298	320
桔梗が丘7番町	299	631	286	345
桔梗が丘8番町	391	919	437	482
桔梗が丘地区計	3,731	8,559	4,055	4,504
桔梗が丘南1番町	219	496	227	269
桔梗が丘南2番町	147	334	158	176
桔梗が丘南3番町	229	538	254	284
桔梗が丘南4番町	21	44	20	24
桔梗が丘南地区計	616	1,412	659	753
桔梗が丘西1番町	176	484	237	247
桔梗が丘西2番町	118	339	163	176
桔梗が丘西3番町	338	986	471	515
桔梗が丘西4番町	240	697	350	347
桔梗が丘西5番町	149	494	245	249
桔梗が丘西6番町	185	541	264	277
桔梗が丘西7番町	111	332	173	159
桔梗が丘西地区計	1,317	3,873	1,903	1,970
合計	5,664	13,844	6,617	7,227

桔梗が丘自治連合協議会事務局（桔梗が丘市民センター内）

名張市桔梗が丘6番町1街区131番地の4

電話番号 0595-65-1206

メールアドレス kikyou-ko@emachi-nabari.jp

ホームページアドレス <http://www.kikyogaoka.jp/index.html>

桔梗が丘市民センターホームページアドレス

<http://www.emachi-nabari.jp/kikyou/kouminkan/index.html>

